

見 解

性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅲ）

—司法判断の進展をふまえて—



令和8年（2026年）6月11日

日 本 学 術 会 議

法 学 委 員 会

社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

この見解は、日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

委員長	三成 美保	(連携会員)	追手門学院大学教授／奈良女子大学名誉教授
副委員長	南野 佳代	(第一部会員)	京都女子大学法学部法学科教授
幹事	大河内 美紀	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
幹事	鈴木 賢	(連携会員)	明治大学法学部教授
	島岡 まな	(第一部会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
	高橋 裕子	(第一部会員)	津田塾大学学長・教授
	安部 圭介	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	伊藤 公雄	(連携会員)	京都大学名誉教授／大阪大学名誉教授
	隠岐 さや香	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	釜野 さおり	(連携会員)	早稲田大学社会科学総合学術院教授
	谷口 洋幸	(連携会員)	青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科教授
	内藤 忍	(連携会員)	独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員
	二宮 周平	(連携会員)	立命館大学名誉教授
	野口 貴公美	(連携会員)	一橋大学副学長・教授
	三浦 まり	(連携会員)	上智大学法学部教授
	吉沢 豊予子	(連携会員)	関西国際大学保健医療学部教授
	來田 享子	(連携会員)	中京大学スポーツ科学部教授
	神谷 悠一	(連携会員(特任))	一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (LGBT 法連合会) 理事・事務局長

本見解の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	郷家 康德	参事官 (審議第一担当)
	加瀬 博一	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	高畑 麻衣子	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職付

要 旨

1 本見解の目的と課題

日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会は、これまで2つの提言を発出してきた。「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017年9月)(以下、2017年提言という)と、「性的マイノリティの権利保障をめざして(Ⅱ)—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月)(以下、2020年提言という)である。本見解は、これら2つの提言を引き継ぎ、2020年以降の法制度の変化や司法の動向、社会変化をふまえて、改めて、性的マイノリティ(LGBTI/LGBTQ+)の権利保障の拡充に向けた日本の課題について見解を表明することを目的とする。特にトランスジェンダーの人権保障に焦点を当てる。今日、世界ではトランスジェンダーに対する偏見や抑圧が強まっており、日本社会にもその影響が及んでいるからである。

2017年提言と2020年提言で掲げた課題のうち、いくつかは実現した。しかし、国会と政府の課題はなお多い。喫緊の立法課題としては、性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更要件を緩和した新法の制定(名称変更・要件緩和)及びSOGI(性的指向・性自認)の理解増進法の改正がある。これらについては、数年内に国会及び政府内でも改正等に向けた検討が進められる予定であるため、本見解において、国際比較と歴史分析をふまえた望ましい改正の方向性を示す。

2 見解

(1) 国会は、性同一性障害特例法を速やかに廃止し、法的性別変更要件を緩和した新しい性別移行法(例えば、「性別記載変更法」)を制定すべきである。

性同一性障害特例法は廃止して、法的性別変更の手續に特化した新しい法律を制定すべきである。新しい法律においては、最高裁をはじめとするこの間の司法の動向に照らし、法的性別変更要件のうち、2号(非婚要件)、3号(未成年子なし要件)、4号(生殖不能要件)、5号(外観近似要件)は、削除すべきである。

(2) 国会、内閣府、法務省は、SOGIに関する偏見や差別、ハラスメントをなくすために、SOGI差別禁止法の制定を目指すべきである。また、SOGI差別がジェンダーや人種などの他の属性に基づく差別と重なりあって生じやすいことに鑑み、差別の交差性(交差差別・複合差別)に対応するために、多様な属性に基づく差別を一括して禁止する包括的反差別法の制定も併せて検討することが望まれる。国(文部科学省、厚生労働省など)、地方公共団体、あらゆる教育機関及び公共施設は、性別が重要な意味を持つ施設の利用に選択性を持たせるべきである。文部科学省、スポーツ庁、あらゆる教育機関及びスポーツ関連団体は、スポーツの性別基準についても人権尊重に即した対応が求められる。

① 職場における SOGI ハラスメントについては、すべての事業主に措置義務が課されており、法の履行確保に向けた行政の指導監督のあり方の見直しや組織体制の強化、労働代表の関与の仕組みの整備などが課題である。地方公共団体や学校では、実態把

握のために SOGI ハラスメントに特化した調査を行うことが求められる。SOGI ハラスメント解消のためには、SOGI 差別禁止法の制定が望まれる。

② トランスジェンダーに対するヘイト行為については、2024 年 3 月 15 日の岸田首相の答弁を政府の基本方針として、各省庁は、情報を共有し対応を整備・強化するとともに、社会的な意識醸成を進めるべきである。ヘイトスピーチについては、最高裁判所の 2022 年判決に照らし、性的マイノリティについても、社会からの排除、権利や自由の制限、又は憎悪や差別の感情あるいは暴力を煽る表現を抑止する必要がある。

③ 男女別施設については、丁寧に場合分けを行って対応する必要がある。

④ スポーツ分野においては、学校・運動部活動を含むあらゆるスポーツ場面において、多様性を否定するような人権侵害の防止と被害を受けた場合の救済・ケアに関し、組織的対応が進められるべきである。競技スポーツに係る「性別基準」については科学的妥当性、倫理的側面、人権の観点から法的対応の検討が必要である。

⑤ 初等中等教育では学習指導要領に「包括的性教育」の導入を明記し、取組を進めるべきである。高等教育（大学等）では、ハラスメント防止規制の強化が求められる。

⑥ トランスジェンダーでありかつ女性であるという交差的属性を持つトランスジェンダー女性に対する差別行為を規制し、救済を図るためには、包括的反差別法が必要である。

(3) 国のあらゆる省庁（特に、内閣府、総務省統計局、文部科学省、厚生労働省など）及び地方公共団体は、SOGI も含めたジェンダー統計の充実を図るべきである。

ジェンダー統計の拡充は必須であり、性的マイノリティへの配慮を口実にジェンダー統計を縮小すべきではない。必要なのは、不要な性別欄の廃止、性的マイノリティの人権に配慮した性別記載に関するガイドラインの作成、性的マイノリティの実態を含めた統計作成を可能とするための SOGI の把握方法の検討・確立と既存調査の適切な集計である。

(4) 国会、内閣府、法務省は、SOGI 理解増進法の 2026 年改正に当たって、①差別の禁止と差別定義の拡大、②12 条（留意条項）の削除、③教育への SOGI 事項の積極的導入、④合理的配慮義務の導入を図るべきである。

① 明確に性的指向とジェンダーアイデンティティに関する差別禁止を規定した上で、新たに「ジェンダー表現」と「性的特徴」も含むよう定義規定を改正すべきである。

② 性的マイノリティの権利制限につながる解釈の恐れを払拭するため、12 条は削除すべきである。

③ 学校設置者の理解を増進するための施策を義務付けるべきである。併せて、学習指導要領に SOGI の多様性に関する事項を含めるべきである。

④ 社会の変化をふまえ、就業環境や教育環境に関する合理的配慮義務についても規定することを検討すべきである。

目 次

1	本見解の目的	1
(1)	過去の2提言をふまえた本見解の目的	1
(2)	国際人権法と日本政府に対する SOGI 勧告	2
(3)	日本における司法・立法・行政の現状と今後の課題	2
2	性的マイノリティの権利保障に関する法制度の現状と司法の展開	3
(1)	国際社会の状況	3
①	国際社会の動向	3
②	トランスジェンダーに対する攻撃の激化	4
(2)	国内における状況	6
①	SOGI 理解増進法の制定過程における議論	6
②	厚生労働省委託調査及び各種民間調査の結果から	7
③	スポーツ分野における性別をめぐる問題	7
(3)	日本における性的マイノリティに関する近年の司法判断	8
①	性同一性障害特例法関係の判決	8
②	法的性別を変更したトランスジェンダー女性に対する認知請求事件最高裁判決（2024年6月）	11
③	経産省トランス女性職員トイレ利用制限事件最高裁判決（2023年7月）	11
④	犯罪被害者給付金に関する最高裁判決（2024年3月）	12
⑤	ヘイト関係の裁判（2024年）	13
(4)	日本における法と政策の動向	13
①	SOGI 理解増進法の成立	13
②	性同一性障害特例法をめぐる動き	14
③	内閣府の性別欄 WG 報告（2022年9月）及び学術研究・調査のための報告書（2024年3月～）	15
④	政府による24法令の同性パートナーへの適用発表	16
⑤	医療機関における現状と課題	16
3	性的マイノリティの権利保障に向けた今後の課題——その方向性	17
(1)	性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更に係る新法の制定	17
①	現行法の廃止と法的性別変更手続に特化した新法の制定	17
②	法的性別変更の要件緩和	18
③	法的性別変更法の比較——日本の特例法とドイツの性別自己決定法（2024年）	18
(2)	SOGI に基づく偏見や差別をめぐる現状と課題	20
①	SOGI ハラスメントの現状と課題	20
②	岸田首相の答弁（2024年3月15日）を受けた各省庁の対応課題	22
③	男女別施設に関する対応	24
④	スポーツ分野における現状と課題	25

⑤	教育・研究に関する現状と課題	26
⑥	包括的反差別法制定の意義と必要性	27
(3)	SOGI も含めたジェンダー統計の充実	27
(4)	SOGI 理解増進法の 2026 年改正に向けた課題	28
①	差別禁止規定の新設	28
②	12 条（留意条項）の削除	28
③	学校設置者の努力義務の義務規定化	29
④	合理的配慮義務の規定	29
4	見解	29
	【参考文献】	32
	【資料】	36
①	2017 年提言（要旨）	36
②	2020 年提言（要旨）	37
③	パワハラ防止法ガイドライン（2020 年）	38
④	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（SOGI 理解増進法）（令和五年法律第六十八号）	39
⑤	【判例】性同一性障害特例法に関する最高裁違憲決定（2023 年）	41
⑥	【判例】最決令和 6 年 3 月 26 日判決（犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件）	44
⑦	法的性別変更の要件比較	45
⑧	ドイツ性別自己決定法（2024 年）	45
⑨	自由権規約委員会「日本の第 7 回定期報告に係る総括所見」（2022 年 11 月 3 日）（抜粋）	48
	【審議経過】	50
	【シンポジウム】	52

1 本見解の目的

(1) 過去の2提言をふまえた本見解の目的

日本学術会議法学会委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（以下、本分科会という）は、これまで2つの提言を发出してきた。「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月）（以下、2017年提言という）[1]と、「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」（2020年9月）（以下、2020年提言という）[2]である。本見解は、これら2つの提言を引き継ぎ、その後の法制度の変化や司法の動向、社会変化をふまえて、改めて、「性的マイノリティ¹」（LGBTI/LGBTQ+）の権利保障の拡充に向けた日本の課題について見解を表明することを目的とする。

「性的マイノリティ」は、政府（法務省・文部科学省等）が従来から用いている用語であり、本見解では、LGBTI や LGBTQ+ では表現しきれない多様なセクシュアリティを持つ人々の総称としてこれを用いる。また、「性的指向（sexual orientation）と「ジェンダーアイデンティティ（性自認 gender identity）」は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（以下、SOGI 理解増進法という）で初めて法律用語として定義され（2023年）、両者をあわせて SOGI と呼ぶ。性的マイノリティは「人」（LGBT などの当事者）を表すが、SOGI はセクシュアリティの「あり方」を表すため、マジョリティであるヘテロセクシュアルやシスジェンダーも SOGI の射程に入る。

2017年提言は、①差別解消のための根拠法の制定と包括的な政策の策定を求め、具体的には、②婚姻の性中立化、③教育機関における性的マイノリティの権利保障、④雇用・労働における性的マイノリティの権利保障の必要性を掲げた[資料①]。2020年提言は、①「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、性同一性障害特例法あるいは特例法という）の廃止とそれに代わる新法（「性別記載変更法（仮称）」）の制定、②性的マイノリティに特化した人権保障法の制定と実効性の高い政策の実施、③あらゆる差別の解消を目指す包括的な差別解消法の成立を求めた[資料②]。

本見解は、2020年以降の変化を検証し、残された課題をまとめることを目指す。特に、トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権保障に焦点を当てる。2020年以降、世界ではトランスジェンダーに対する偏見や抑圧が強まっており、日本社会にもその影響が及んでいるからである。一方、近年、諸外国の法制化が進み、日本でも司法判断が相次いでいる婚姻平等²と、国連人権理事会等から制定が求められている包括的差別法³（包括的差別禁止法）については別の意思の表出に委ねることとする。

¹ 本分科会は、国連の用法に倣い LGBTI (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Intersex の頭文字) という用語を分科会名として用いているが、昨今では、多様性に留意して LGBTQ+ という呼称が広く使われるようになってきている。「+」は、LGBTQ の5文字に含まれない、さらに多様な性のあり方を含むという意味であり、例えば、パンセクシュアル（汎性愛）、アセクシュアル（無性愛）、ノンバイナリー（性別を決めない）などを含む。本見解では、原則として「性的マイノリティ」という語を用いるが、場合によっては、LGBTI あるいは LGBTQ+ という呼称も用いる。

² 本分科会「（見解）婚姻の平等実現に向けた民法改正への提言—相次ぐ違憲判決をふまえて—」2026年。

³ 日本学術会議「（提言）包括的差別法の制定に向けて～多種多様な差別を解消するために～」（案）。なお、本提言案

(2) 国際人権法と日本政府に対する SOGI 勧告

性的マイノリティの権利保障は、国際的な人権課題であり、国際人権法の正式な一部として確立している⁴。国連人権理事会は、国連初となる SOGI 決議（2011 年）以降、活発な取組を行っている。とりわけ重要な意味を持つのが、2016 年の SOGI 独立専門家⁵（IE SOGI）の設置であった（国連人権理事会決議 32/2）。SOGI 独立専門家は、SOGI に基づく暴力・差別を監視する役目を負っており、自己決定に基づく性別変更、不妊化・手術・診断などの強制要件の禁止、手続の迅速性・アクセシビリティを人権基準として示している⁶。

日本政府に対しては、例えば、次のような勧告がなされている。自由権規約委員会（法的性別変更の強制不妊要件の撤廃）、社会権規約委員会（雇用・医療・教育における SOGI 差別の禁止）、女性差別撤廃委員会（トランス女性への暴力・差別対策）などである⁷。また、UPR（普遍的定期審査）では、包括的 SOGI 差別禁止法の制定、同性婚の承認、トランスジェンダーの法的性別変更の改善などが勧告されている。

このように、今日の国際人権法は、性自認に基づく暴力・差別・強制医療・法的性別不認定を重大な人権侵害と位置付け、トランスジェンダーの人々の自己決定・平等・尊厳を保障することを日本を含む各国に求めているのである。

(3) 日本における司法・立法・行政の現状と今後の課題

2017 年提言と 2020 年提言で掲げた課題のうち、いくつかは実現した。

近年、司法の積極性はめざましい。日本国憲法 13 条（プライバシー権・幸福追求権）、14 条（法の下での平等）そして 24 条（個人の尊厳と両性の本質的平等）を根拠に違憲判断が出されるケースが増えている。例えば、特例法の 4 号要件（生殖不能要件）が最高裁大法廷で 13 条違反と判断され（2023 年 10 月）、婚姻平等をめぐる 6 つのうち、5 つの高裁で同性間の婚姻を認めない現行法は違憲（14 条・24 条 2 項違反）であるとの判断が示されている（2024～25 年）。また、自らの性自認に基づいて社会生活を送る利益が重要な利益であることを示唆するとともに、他者の利益との間では、客観的具体的な利益衡量・利害調整が必要であることを示した最高裁判断（2023 年）が出されている。

しかし、SOGI 立法は十分とはいえない。たしかに、労働施策総合推進法（いわゆるパワハラ防止法）に関する厚生労働省ガイドライン（2020 年）に SOGI ハラスメントに関する事業主の措置義務（アウトティング[暴露行為]の禁止を社内規則等に明記することなど）

は 2026 年 6 月現在、審査中であるため、発出予定日等は確定していない。

⁴ 自由権規約や社会権規約などの国際人権条約は SOGI について明記していないが、国連人権理事会・条約機関・SOGI 独立専門家による解釈と決議を通して、差別禁止条項（自由権規約 2 条、社会権規約 2 条）には SOGI 差別禁止が含まれると解されている。

⁵ 国連人権理事会が任命する特別報告者（任期 3 年）の一人であり、SOGI に基づく暴力と差別から人々を保護するため、国際人権法の実施状況を評価し、各国に改善を促すことを責務とする。

⁶ SOGI 特別報告者は、まだ日本を公式訪問していないため、日本に関する「国別報告書」は作成されていない。しかし、テーマ別報告書・緊急アピール・国連全体の勧告の中で、日本に関連する SOGI 課題が繰り返し指摘されている。

⁷ 他にも、子どもの権利委員会（トランス・ノンバイナリーの子どもの尊重）、拷問等禁止委員会（トランスジェンダーやインターセックスへの強制手術の禁止）、障害者権利委員会（トランスジェンダーの医療アクセス）などがある。

が明記されるなどの進展は見られた [資料③]。しかし、最高裁で違憲決定が出されたにもかかわらず、特例法の改正は行われていない。2023年に成立したSOGI理解増進法は、理念法にとどまり、SOGI差別禁止法ではない [資料④]。

行政・社会面では、教科書の多くに性的マイノリティに関する記述が増え、自治体でも性別記載欄の見直しが進み、トイレなどの設備についても改善が増えた。

進展があったとはいえ、国会と政府の課題はなお多い。喫緊の立法課題としては、特例法の廃止と法的性別変更要件を緩和した新法の制定及びSOGI理解増進法の改正がある。これらについては、数年内に国会及び政府内でも改正等に向けた検討が進められる予定であるため、本見解において、国際比較と歴史分析をふまえた望ましい改正の方向性を示したい。

他方、行政・教育・社会生活上の配慮も政策上の課題として明示していく必要がある。例えば、性別記載欄の扱いや性別処遇に関する行政上及び医療上の配慮が求められており、雇用・労働の面で当事者がハラスメントにあたり、不利益を被ったりするケースもなくなっていない。また、性的マイノリティ当事者である子どもに対しては、文部科学省が2015年と2016年に通知を出しているが、2025年調査[3]でも当該子どもたちの自殺企図率の高さが指摘されており⁸、教育上の配慮は急務となっている。当事者団体の全国調査(2023年)[4]によって、医療機関における配慮課題も多々指摘されている⁹。

以上のような立法・行政・教育・社会生活等の現状をふまえ、本見解では、性的マイノリティの権利保障に関する法制度と司法の近年の展開をまとめた上で、今後の課題を展望したい。

2 性的マイノリティの権利保障に関する法制度の現状と司法の展開

(1) 国際社会の状況

① 国際社会の動向

性的マイノリティの人権保障は、21世紀国際社会の新しい課題である。しかし、国際社会が両極化しているとの2017年提言の指摘はいまなお該当する。現在も、性的マイノリティの人権保障に否定的な国が一定数存在するため、国連総会でSOGI条約の成立は見込めない¹⁰。しかも、2020年代以降の新しい現象として、性的マイノリティ人権保障に先進的であった欧米諸国でも国内の分断が進み、法的保障の後退や否定が見られる。このような国際社会の両極化といくつかの国における分断化傾向があるとはいえ、全体として見れば、性的マイノリティの人権保障は前進している[5]。その中で、日本がいかなる法律・政策を採るのかが問われている[6]。

性的マイノリティの最も包括的な人権保障文書とされる「ジョグジャカルタ原則」

⁸ LGBTQの子ども若者、約5千名に対して行った調査によると、過去1年に、中高生の9割が学校で困難やハラスメントを経験し、うち64%は教職員が要因、10代の57%が自殺念慮を経験する等、喫緊な状況が明らかになった。

⁹ LGBTQの8割が、障害や生活困窮に関する行政・福祉サービスで困難を経験。トランスジェンダー男性・女性の8割が医療で困難を経験し、その影響で4割が病院に行けなくなり、25%が自殺を考えたことが明らかになった。

¹⁰ 2011年決議の採択に際しても、賛成23(日本を含む)、反対19、棄権3と意見が割れた。

(2006年)に10原則を追加した「ジョグジャカルタ原則+10」(2017年)では、「すべての人は、性的指向、性自認、性表現、性的特徴にかかわらず、身体的・精神的完全性、自律性、自己決定に対する権利を有する」(第32原則)と明記された¹¹[7]。同文書で挙げられているセクシュアリティの4要素「性的指向、性自認、性表現、性的特徴」は人格と不可分な人権として保障されるべきである。性的マイノリティの人権保障に関する国連初の文書である国連人権理事会採択のSOGI決議(2011年)は、個人の性的指向や性自認を理由とする暴力や差別に対する「由々しき懸念」を表明した¹²。この決議以降、国連では、人権諸委員会や諸機関でSOGI差別解消に向けた動きが活発化した[8]。多くの国でも取組が着実に進んでいる。婚姻平等は、2001年のオランダを皮切りに、現在39の国・地域で認められている。トランスジェンダーの法的性別変更の要件緩和も進み、現在19か国で自己申告による法的性別変更が可能となっている[9]。

② トランスジェンダーに対する攻撃の激化

性的マイノリティの人権保障の後退は、ジェンダーの構築性を否定する「ジェンダー・イデオロギー」[10][11][12]と呼ばれる価値観・政治的潮流と結び付いている。

「ジェンダー・イデオロギー」とは、生物学的に人間の性別(セックス)は男女の二つしか存在せず(性別二元論)、男女間の異性愛が正常(異性愛主義)とする価値観を指す。その結果、特にトランスジェンダー女性が厳しい攻撃(トランスバッシング)の標的にされている。また、反ジェンダー的な言説は、ジェンダー平等理念の下で女性が獲得した権利を白人中産男性に対する「逆差別」として否定する動きにも通じる。

このような動きに対して、2022年1月、欧州評議会総会は、LGBTIの人々への攻撃が特にハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、イギリスで強まっているとし、「LGBTIの人々の平等を求める闘いについて、これらの運動が意図的に『ジェンダー・イデオロギー』あるいは『LGBTI イデオロギー』であるかの如く誤認させるような、非常に偏見に満ちた反ジェンダー、ジェンダー批判、反トランスの言説を非難する」等(決議2417)と決議した¹³。

世界的な現象である反ジェンダー攻勢¹⁴において、どの争点が政治化するかはそれ

¹¹ 2017年11月10日に「ジョグジャカルタ+10」が採択された。新たに、「性的指向、性自認、ジェンダー表現、身体的な性的特徴にかかわらず」、暴力・差別や他の危害から国家に保護される権利、法的に認められる権利、身体的、精神的な自律性、犯罪化・処罰からの自由、貧困からの保護、文化的多様性の権利など9つの権利・自由に関する原則が追加され、さらに、従来の原則に関する国家の義務が追加された。

¹² 国際連合A/HRC/RES/17/19 2011年7月14日人権理事会。

¹³ Parliamentary Assembly, Combating rising hate against LGBTI people in Europe Resolution 2417 (2022), https://pace.coe.int/en/files/29712/html?_cf_chl_jschl_tk__=wbmTWEovu2oPTClgRR70I9Hf8M.wghPyITLzhKXvS9c-1643631849-0-gaNycGzNCn0

¹⁴ 現在、世界的に巻き起こっている「反ジェンダー攻勢」の源流は、1994年のカイロ人口会議と1995年の第4回世界女性会議(北京会議)において、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス・ライツ)が提起されたことに端を発する。カトリック教会の総本山であるバチカンがジェンダー概念は社会解体をもくろむイデオロギーであるという論陣を張るようになったことがきっかけとされる。背景には、中絶と同性愛が社会的・法的に容認されることへの危機感があった。トランスジェンダーやノンバイナリー(性別不定)というジェンダー・アイデンティティ(性自認)が、

ぞれの国の文脈による¹⁵ [13]。トランスジェンダーへの攻撃が苛烈になっている国もあれば、同性愛や中絶が主たる争点となっている国もある。包括的性教育やジェンダー中立的な用語などが攻撃対象となっている国もある。権威主義的な政治リーダーが支持を広げることを目的として、「ジェンダー」という言葉を危険視し、普通の人々をその害悪から守るというレトリックを駆使しているケースもある。このように、ジェンダー平等の進展への揺り戻しとしてバックラッシュが起きているというよりも、そうした進展の有無を問わず、政治的な理由から反ジェンダー攻勢が強まっている現状といえよう。

アメリカでは最高裁で同性婚合憲の判断が下された（2015年）ことで、トランスジェンダーがスケープゴートとされて苛烈な攻撃を受けるようになってきている。国内の分断も顕著である。トランプ大統領は、2025年1月20日の就任式の演説において「今日から、男女の2つのジェンダーのみというのがアメリカ政府の公式方針だ」と宣言し、「ジェンダー・イデオロギーの過激主義から女性を守り、連邦政府に生物学的真実を取り戻す」と題された大統領令に署名した¹⁶。同時に、バイデン政権が署名した人種平等やLGBTQ+に関する大統領令を無効化していった¹⁷[14]。アメリカではトランスジェンダーの権利を制限する法律の提案が2023年以降急増している¹⁸。争点の一つは未成年へのホルモン治療や思春期ブロッカー（第二性徴を抑制する薬品）の使用の是非であるが、それらの使用を禁じたテネシー州の措置に対して連邦最高裁が2025年6月18日に合憲の判断を下したことから¹⁹、同様の法案が今後成立する可能性が高まっている。

イギリスでは、このような反ジェンダー攻勢にトランスジェンダー排除的なフェミニスト（trans-exclusionary radical feminism=TERF）が同調している[15][16]。2025年4月16日、イギリスの最高裁は、2010年平等法の条文における「性別」（sex）という言葉は生物学的な性を指し、「女性」という言葉は生物学的な女性を指すと位置

生物学的に人間は男女の二つに区分され、それは「自然」で不変的であるという価値観（性別二元論）と相容れないことから、ジェンダーが攻撃対象となったのである。

¹⁵ 当初こそカトリック教会が中心的役割を担った反ジェンダー攻勢は、現在では多様なアクターが入り込む世界的な現象へと変貌している。2013年にフランスで同性婚への反対運動が広がり、ラテン・アメリカ諸国にも運動が拡大して、プロテスタントやギリシャ正教会も関与を深め、ブラジル、スペイン、イタリアでは右翼ポピュリストの政治戦略に取り入れられた。権威主義化が進むハンガリー、ポーランドではトランスジェンダーの排斥が進んでいる。現在、反ジェンダー攻勢は北米やオーストラリア、中東、アフリカ、アジアを含む、まさに世界的な展開となっている。伝統的なリベラル・左派陣営の一部（労働運動やトランスジェンダー排斥的なフェミニズム）もまた反ジェンダー攻勢に取り込まれている。

¹⁶ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/defending-women-from-gender-ideology-extremism-and-restoring-biological-truth-to-the-federal-government/>

¹⁷ 例えば、パスポート等の公式書類の性別表記は男女という「変更不可能な生物学的分類」に基づくもののみとされ、バイデン政権下で認められていたノンバイナリーを表すXを廃止、「ジェンダー・イデオロギー」を推進するあらゆる文書を削除、連邦資金を「ジェンダー・イデオロギー」推進のために用いることを禁止、トランスジェンダーの入隊を禁止、19歳未満の子どもに対する性的適合治療・手術を制限、トランスジェンダー女性の女性競技スポーツへの参加を禁止などの方針を矢継ぎ早に打ち出した。

¹⁸ 連邦・州議会において反トランスジェンダー法案とされるものは、2022年に174法案が提出され、26法案が可決したが、2023年ではそれぞれ615法案提出、87法案可決、2024年は701法案提出、51法案可決となった。

¹⁹ United States v. Skrametti, 605 U.S. 495(2025).

付けた²⁰。イギリスの2010年平等法はトランスジェンダーに対する差別を禁止しており、このことは今回の判決でも変わらない。裁判所も、平等法は引き続き「gender reassignment（性別移行）」を理由とした差別を禁止しており、トランスジェンダー当事者への保護は確保されていると明言した。しかし、本最高裁判決を機に反トランスジェンダーの言説は更に多くなると懸念されており、トランスジェンダーの人々の権利を脅かす危険性やトランスジェンダー排除の懸念が国際的にも高まっている。

(2) 国内における状況

① SOGI 理解増進法の制定過程における議論

SOGI 理解増進法は、「LGBT に関する課題を考える超党派議員連盟」（以下、「超党派議連」という）による初の SOGI 理解増進法案（超党派議連法案：2021 年）を端緒として、G7 広島サミット（2023 年 5 月）を目前に控えた第 211 回国会（2023 年 4 月）で法案審議が始まり、2023 年 6 月に成立した。制定過程で示されたいくつかの争点を解消するためにも、3 年後の法律見直し（附則 2 条）の際、慎重な検討が望まれる。

SOGI 理解増進法制定時に争われた論点は、主に 3 点である。

第一は、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるという認識の下」（超党派議連法案）という文言の解釈をめぐる議論である。同文言が性的マイノリティのみに効果をもたらす「逆差別」であるかのような条文の文言とはかけ離れた懸念が示された結果、法案は、東京オリンピック（2021 年）開催前の成立が目指されたものの政府与党の会議を通らず、国会には上程されなかった。SOGI 理解増進法では、基本理念を定める第 3 条に「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下」と明記された。

第二は、「Gender Identity」の訳語をめぐる議論である。「性自認」とするか、「性同一性」とするかが争われたが、のちに法案提出者も答弁（2023 年 6 月）しているように、どちらの訳語を用いても法制上の意味は変わらない²¹。SOGI 理解増進法では、「ジェンダーアイデンティティ」というカタカナが使われ、ジェンダーという用語が日本の法律で使われた初の例となった。

第三は、SOGI 理解増進法 12 条（留意条項）をめぐる議論である。同法は、12 条で「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」と定める。国会審議では、SOGI 理解増進法の制定によって男女別施設の利用に支障が出ると懸念され、多数派の不安を解消するために多数派に対する配慮規定を設けるべきとの議論が出された[17]。このような多数派配慮の議論は、法案の修正過程で留意条項（12 条）を追加する形で一部取り入れられ、成案となった。性的マイノリティ当事者などからは、12 条があることで、性的マジョリティの安心を取り付けなくては施策ができなくなるのではないかと懸念する声があがっ

²⁰ For Women Scotland Ltd v The Scottish Ministers, UKSC 2024/0042.

²¹ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114889X01920230615/80>

ていた。しかし、最終的に法案提出者は、12条は基本的人権の尊重などを示した3条の強調に過ぎず、12条によって法的効果は変わらないと答弁している²²。内閣府のQ & Aにもある通り、男女別施設の運用はSOGI理解増進法制定前後で変更はない²³。他にも、法案をめぐるっては、保護者の協力を得なければ法に基づく教育を実施できないのではないかなどの議論もなされたが、これも法案提出者から否定する答弁が出されている²⁴。

② 厚生労働省委託調査及び各種民間調査の結果から

SOGI理解増進法9条には、学術研究の推進が規定されている。しかし、所管省庁である内閣府が法施行後に実施している学術研究は、既存研究や裁判例のまとめや、研究に当たっての留意事項の調査・研究にとどまっており、国内の状況を把握するような新規の調査研究は実施・公表されていない²⁵。厚生労働省による2020年[18]と2025年[19]の実態調査を比較すると、職場における取組の実施や当事者の認知などはおおむね進んでいるものの、規模格差が大きいことや、性的マイノリティのハラスメント被害経験が多いことが明らかになった²⁶。共同研究調査[20]では、自死未遂経験の割合が、異性愛・シスジェンダーの人々と比較して、性的指向によるマイノリティでは4倍以上、性自認によるマイノリティでは約8倍となっており、依然として差別等による生活上の困難が深刻であると考えられる。

③ スポーツ分野における性別をめぐる問題

文部科学省は2015年に教育現場における対応に関する通知²⁷を公表した。しかし大学生年代(18-29歳、回答者838名)を対象とする2022年の調査[21]からは、トランスジェンダーが体育や運動部活動において受ける抑圧が解消されていないことが明らかである。2023年3月に公表された公益財団法人日本スポーツ協会に登録するスポーツ指導者に対する調査(回答者4,766名)[22]では、LGBTという言葉聞いたことがあると回答した割合は9割を超え、2017年に実施された同調査[23]の7割弱から増加した²⁸。

²² <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114889X01920230615/90>

²³ 内閣府「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に関するQ&A」
<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/qa/index.html>

²⁴ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121114889X01920230615/86>

²⁵ <https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/index.html>

²⁶ 例えば、1000人以上の企業での職場環境の整備に関する取組の実施は66.7%となっている。しかし、依然として99人以下の企業では7.7%にとどまるなど、規模格差が大きい。また、2025年の労働者アンケート調査では、労働者一般と比べて性的マイノリティの方が何らかのハラスメントを受けた経験が高くなっており、職場でカミングアウトをしている性的マイノリティの割合は16.8%にとどまっている。

²⁷ 文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」2015年。

²⁸ トランスジェンダーを含む多様な性の人々とは出会った経験がないとする割合は65%にやや減少し、より多くの学びによってスポーツ指導に活かす必要があると回答する人は「とても感じる」「多少は感じる」を含めて90%弱となった。一方で2017年の調査では、知識を得る必要性を「あまり」「まったく」感じないと回答した中では男性、60歳代以上、最

国内ではトランスジェンダーの人々の競技参加はほとんど可視化されていない。2021年のサッカー日本代表、2024年にボクシング・プロ選手としての競技カテゴリー移行の断念に追い込まれた選手などが最近のごくわずかな例である。高校生レベルの競技会に関しては、トランスジェンダーの高校生が男子として高校に入学し、男子とともに競技に取り組み、県大会等で上位入賞する例が報告されている[24]。これらはいずれもトランスジェンダー男性の事例であり、トランスジェンダー女性は、より不可視化されやすく、スポーツ界での抑圧が強い状況がうかがえる。

オリンピック等の国際的競技会でのトランスジェンダー女性に対する抑圧が SNS などを通してトランスヘイトの市民への広がりが見られる傾向も見られる。例えば、パリ 2024 大会に出場した女子ボクシング選手をめぐる事例²⁹では、高度なプライバシーである性に関わる情報の取り扱い方、DSD（性分化疾患）とトランスジェンダーに関する知識の欠如に関する国内の社会的課題があることや³⁰またその状況が政治的に利用される懸念の指摘³¹などの学術的見解が報じられている。

スポーツ庁によるスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>³²及び<一般団体向け>³³では、コンプライアンスを強化し、選手と指導者に対する教育に性別、性的指向及び性自認に基づく差別の禁止を含むとする原則が示されている。しかし、トランスジェンダーの人々のスポーツ参加に困難をもたらすことになる、性別に競い合うスポーツの制度の現状と課題に関し、国内競技団体の議論は進んでいない。議論を行っている国内競技団体は、2024年1月の段階で32競技33団体中7団体(21%)であり、「行う予定はない/検討を行っていない」とする団体が半数を超え³⁴、議論の必要性が指摘されている。

(3) 日本における性的マイノリティに関する近年の司法判断

① 性同一性障害特例法関係の判決

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）
第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

終学歴が高校卒業である人の割合が高いことが明らかになっていたが、この傾向は2023年になっても大きな変化が見られない。

²⁹ 朝日新聞「ボクシング女子優勝選手へ中傷『トランス差別あり』拡散防ぐには」2024年8月10日。
https://digital.asahi.com/articles/ASS894KBLS89UTIL00JM.html?iref=pc_rensai_long_852_article

³⁰ 朝日新聞「ボクシング女子、性と出場資格めぐる議論『公平性』模索の歴史」2024年8月3日。
<https://digital.asahi.com/articles/ASS824QVRS820XIE02HM.html>

³¹ 毎日新聞「五輪女子ボクシング中傷の背景にトランス女性差別と『政治的意図』」2024年9月4日。
<https://mainichi.jp/articles/20240902/k00/00m/100/095000c>

³² スポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>、2023年9月23日改定版。
https://www.mext.go.jp/sports/content/20230929-spt_kyosport-000032114_1.pdf

³³ スポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>、2023年11月30日改定版。
https://www.mext.go.jp/sports/content/20231201-spt_kyosport-300001060_1.pdf

³⁴ NHK WEB「トランスジェンダーとスポーツ 大会参加の現在地」2024年1月25日。
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240125/k10014331431000.html>

- 一 十八歳以上であること。
 - 二 現に婚姻をしていないこと。
 - 三 現に未成年の子がいないこと。
 - 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

ア 生殖不能要件（4号要件）に関する最高裁大法廷決定（2023年10月）

最高裁大法廷決定³⁵は、最高裁第2小法廷決定³⁶（2019年1月）の補足意見が指摘した法的性別の意義と、意思に反して身体の侵襲を受けない自由が憲法13条の保障を受けるという考え方を、より精緻に展開し、生殖不能要件を憲法13条違反と判断した。すなわち、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるとについて、「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益」と位置付け、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由が、人格的生存に関わる重要な権利として憲法13条によって保障されている」とする。その上で、「生殖腺除去手術は、精巣又は卵巣の摘出という生命又は身体に対する危険を伴い不可逆的な結果をもたらす身体への強度な侵襲」であると認定し、「医学的知見の進展に伴い、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになった」と捉え、「本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が低減しており、その制約が重大なものとなっていることなどを総合的に考慮すれば、必要かつ合理的なものということとはできない」として、憲法13条に違反すると判断した。大法廷で全員一致の違憲判断であることから、国会は生殖不能要件を廃止する改正をしなければならない³⁷ [資料⑤]。

³⁵ 最大決令和5 [2023]・10・25民集77巻7号1792頁。

³⁶ 最2小判平成31 [2019]・1・23判例時報2421号4頁。現時点では憲法13条、14条違反でないとしたが、鬼丸かおる、三浦守裁判官は詳細な補足意見を展開した。

³⁷ 最高裁大法廷違憲決定（2023年）に対しては、宇賀克也、三浦守、草野耕一裁判官が4号要件を違憲とすることには賛同しつつも、5号も併せて審理し、違憲と判断すべきとの反対意見を表明している。宇賀裁判官の反対意見は、「性同一性障害者とその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは、幸福追求にとって不可欠であり、憲法13条で保障される基本的人権といえると思われる」として、特例法3条1項の他の規定に関しても、基本的人権の制約が許されるか問われることになると指摘した。また、三浦裁判官の反対意見は、同要件の立法目的は、他の性別に係る外性器に近似するものがあるなどの外観がなければ、例えば、公衆浴場など社会生活上混乱を生じる可能性があることなどを考慮したものとし、公衆浴場法、旅館業法、それらに基づく都道府県の条例等で男女の区分がなされており、他の性別の人間として受け入れられたいと望みながら、あえて他の利用者を困惑させ混乱を生じさせると想定すること自体、現実的でなく、自称すれば女性用の公衆浴場等を利用することが許されるわけではないこと、同要件による制約の必要性は相当に低く、身体への侵襲を受けない自由の制約について必要かつ合理的なものということとはできないことから、身体への侵襲であるとして、違憲と判断している（宇賀裁判官、草野耕一裁判官も同旨）。

イ 外観近似要件（5号要件）に関する高裁判決（2024年7月）

上記アの法廷意見は、原審が「外観近似要件」につき判断していないことから、大法廷自身で結論を出さず、審理を尽くさせるために原審に差し戻した。

差戻審広島高裁判決（2024年7月）は、外観近似要件について、常に手術が必要と解釈すれば、意思に反して身体を傷つける手術を受けるか、性別変更を断念するかという二者択一を迫ることになり、過剰な制約で違憲の疑いがあると指摘したが、この要件については、他人が見て特段の疑問を感じない状態であれば足りるとし、当該トランスジェンダー女性はそうした状態にあると認定して、法的性別変更を認めた。したがって、差戻審はこの要件自体の憲法適合性を判断していない³⁸。

手術をしなくても、ホルモン療法をすることで外観近似要件を満たすことはあるが、上記ア決定の三浦裁判官は、外科的治療より強度は低いものの、身体への侵襲であるとする³⁹。湿疹、頭痛、筋肉のこわばりなどの副作用があり、生命や健康へのリスクを考え、ホルモン治療を中止する当事者もいる⁴⁰[25]。外観近似要件についてもアの観点から判断すべきである。なお、2025年11月6日、高裁としては初めて東京高裁が5号外観近似要件を違憲と判断した⁴¹。

ウ 未成年の子なし要件（3号要件）に関する最高裁決定（2021年11月）

最高裁第3小法廷決定⁴²（2021年11月）は、2008年法改正前の最高裁判例⁴³を踏襲し、未成年子のある者について性別の取扱いの変更を認めた場合、「家族秩序に混乱を生じさせ、子の福祉の観点からも問題を生じかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえない」から、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、憲法13条、14条1項に違反しないとする。しかし、宇賀克也裁判官の反対意見は、「人がその性別の実態とは異なる法律上の地位に置かれることなく自己同一性を保持する権利」があることを指摘し、法廷意見は杞憂に過ぎないことを詳細に論証し、3号要件は、上記の権利を侵害するものとして、憲法13条違反とする。

³⁸ 広島高決令和6〔2024〕・7・10未公表。

³⁹ ホルモン療法は、ホルモンに関する薬剤を投与することにより、身体的に他の性別に適合させる一定の効果が生ずるものであり、他の性別に係る外性器に係る部分に近似する外観を備えるという点で、相応の効果が得られる場合がある。これも、上記外科的治療より強度は低いものの、身体への侵襲であるとする。

⁴⁰ 「自分の血液に、人工合成した不自然な濃度のホルモン剤を入れたり、メスを入れたりして、わざわざ不健康で不幸な生活を強いられるかもしれないというリスクを自ら取りたくありません」（訴訟当事者の自著から）参考文献[25]。

⁴¹ OUT JAPAN【「特例法外観要件」東京高裁が高裁として初の違憲判断を示しました】（2025年11月9日）。

https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2025/11/6.html

⁴² 最3小決令和3〔2021〕・11・30判時2523号5頁。

⁴³ 最3小決平成19〔2007〕・10・19家月60巻3号36頁、最1小決平成19〔2007〕10・22同3号37頁。

エ 非婚要件（2号要件）に関する最高裁決定（2020年3月）

最高裁第2小法廷決定⁴⁴（2020年3月）は、「現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえない」から、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、憲法13条、14条1項、24条に違反しないとする。その後、下級審だが、京都家裁審判⁴⁵（2025年3月）は、「非婚要件は、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益の実現と、婚姻の継続との二者択一を迫るものであるという点において、婚姻の継続という重要な法的利益を制約するものということができる」として非婚要件の問題点を指摘した。しかし、非婚要件の立法趣旨を、性別の変更に伴って生じる法律上の親族関係を含めた法律関係との整合性を担保する規定であるとし、婚姻制度の規律は立法府において議論されるべきことだから、直ちに憲法13条、24条違反とはいえないとした。2026年3月現在、婚姻平等訴訟は最高裁に係属中であるが、6つの高裁判決のうち、5つで違憲判決が出たことを軽視しない判断を期待したい。

② 法的性別を変更したトランスジェンダー女性に対する認知請求事件最高裁判決（2024年6月）

トランスジェンダー女性Aが性別適合手術を受ける前に自己の精子を凍結保存し、法的性別を女性に変更した後に、パートナーの女性Bが保存した精子を用いて子Zを出産し、ZからAに対して認知請求をした事案において、最高裁第2小法廷判決⁴⁶（2024年6月）は、「嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる」とした。その理由は、父に対する認知の訴えは、子の福祉と利益等のために、血縁上の父子関係の存在を要件として判決により法律上の父子関係を形成するものであり、「生物学的な男性が生物学的な女性に自己の精子で子を懐胎させることによって血縁上の父子関係が生ずるという点では、当該男性の法的性別が男性であるか女性であるかということによって異なるものではない」からである[26]。

③ 経産省トランス女性職員トイレ利用制限事件最高裁判決（2023年7月）

2023年7月11日、最高裁判所は、トランスジェンダー女性の経済産業省職員について、職場の女性用トイレを自由に使用することを認めない、とした人事院の判定を違法とする判決を言い渡した⁴⁷。本判決において、注目すべき点は二つある。

⁴⁴ 最2小決令和2〔2020〕・3・11 裁判所ウェブサイト。

⁴⁵ 京都家審令和7〔2025〕・3・19 未公表。

⁴⁶ 最2小判令和6〔2024〕・6・21 民集78巻3号315頁。

⁴⁷ 最3小判令和5〔2023〕・7・11 民集77巻5号1171頁。

第一は、判断の前提として、自認する性別に即して社会生活を送ることが、誰にとっても重要な利益・法益として示唆されたこと⁴⁸である。トランスジェンダーに対する誤解に基づいた言説や、あるいは、人々の誤解を煽るような言説が、いまだに散見される中で、改めて性自認についての基本的理解が確認されたことは、重要な意義を持つ。

第二は、人事院の判定に対して、「具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し」たものと批判した点である。特に、渡邊恵理子裁判官、林道晴裁判官が補足意見の中で、女性職員らの利益を軽視することはできないとしつつも、両者間（本件当事者と女性職員ら）の利益衡量・利害調整を、感覚的・抽象的に行うことは許されるべきでないと指摘したことが重要である。SOGI 理解増進法の制定過程でも、「性自認を尊重すると、男性が『心は女性』と言えば、女湯や女性用トイレに入れるようになる」など、事実無根の言説が流布されることがあった。両裁判官の指摘は、現実的でない不安を煽ることに対しての警鐘ともとれる内容であり、意義深い。

④ 犯罪被害者給付金に関する最高裁判決（2024年3月）

死亡した犯罪被害者と約20年交際し同居していた同性の上告人が、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下、犯給法）5条1項1号括弧書の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として遺族給付金の支給裁定を申請したところ、不支給の裁定を受けたため、その取消しを求めた。原審である名古屋高裁判決⁴⁹が「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」は婚姻届ができる関係を前提とし、不支給処分は憲法14条1項に違反しないとして請求を棄却したため、上告人が上告したところ、最高裁は破棄差戻しし、犯罪被害者と同性の者は、犯給等法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得る⁵⁰と認めた⁵¹〔資料⑥〕。

本判例は、性的マイノリティの権利保障に関して前進を見せる近時の司法判断の潮流に沿うものといえる。ただし、多数意見はあくまでも犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族への支援という特有の目的で支給される遺族給付金の受給権者に係る

⁴⁸ 長嶺安政裁判官、渡邊恵理子裁判官の補足意見。

⁴⁹ 名古屋高判令和4〔2022〕・8・26民集78巻1号224頁。

⁵⁰ その理由として、①犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、犯罪被害者等給付金支給制度が、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与するという目的を十分に踏まえる必要があること、②犯給法5条1項の趣旨は、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受ける遺族に対し、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたと解されること、③同項1号括弧書きの趣旨は、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられること、④そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえないこと、が挙げられた。

⁵¹ 最決令和6〔2024〕・3・26民集78巻1号99頁。評釈として、志村由貴・法曹時報77巻3号280頁、笠木映里・ジュリスト1600号98頁等。

解釈を示したもので、同一又は類似の文言が用いられる他の法令の規定について判断したものではないとする林道晴裁判官の補足意見と、多数意見と同様に考えると前提となる民事実体法上の権利との間でギャップが生じることや他の法令解釈に波及し社会に大きな影響を及ぼす懸念を表明する今崎幸彦裁判官の反対意見もある。

⑤ ヘイト関係の裁判（2024年）

性的マイノリティ支援団体に対する名誉毀損についての民事訴訟に関して、横浜地方裁判所は、「LGBTの子がいなければ、LGBTの子を作り出す。差別がなければ差別を作り出す」などとソーシャルメディアに投稿した被告に対し、原告である性的マイノリティ支援団体の名誉毀損の訴えを認め、33万円の支払いを命じた。判決は、被告が主張するような、原告の性的マイノリティ支援団体が利権を得るためにLGBTの子どもを作り出すような活動や、差別を作り出すような活動をしていた事実は認められないとしている。また、被告は、性的マイノリティを理由とした差別はないと主張しているが、ごくわずかな人数の体験をもとに、差別が存在しないということではできないとも判じている⁵²。また、トランスジェンダー女性当事者であることを公表している弁護士に対する脅迫事件については有罪が言い渡された⁵³。

(4) 日本における法と政策の動向

① SOGI 理解増進法の成立

2023年6月16日に成立したSOGI理解増進法の主な規定は以下の通りである。2条で「性的指向」と「ジェンダーアイデンティティ」を定義している。これらの言葉が法で定義されるのは本法が初である。また、3条の基本理念において、「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念」等を定めている。衆議院法制局によれば、この規定は憲法11条、13条、14条を念頭に置いているとのことである[27]。この基本理念に則り、国に基本計画を定めることを義務付けている（8条）ほか、施策の実施状況の公表（7条）、学術研究の推進（9条）、連絡会議の設置（11条）をそれぞれ国に義務付けている。このほかに、3条の基本理念に則り、地方公共団体、事業主、学校設置者にそれぞれ理解増進に向けて必要な措置を講ずるよう努力義務を課している（5条、6条、10条）。また、12条では留意事項並びに指針の策定を義務付けている。

SOGI理解増進法成立後の動向として、2023年12月22日に閣議決定された「こども大綱」には「こども施策に関する基本的な方針」の中で、「思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする」と盛り込まれてい

⁵² 横浜地判令6 [2024]・11・20D-1.Law 28331612

⁵³ 大阪地判令6 [2024]・1・11D-1.Law28320910

る。

政府首脳も、SOGI 理解増進に向けて積極的な発言を行っている。例えば、2024 年 3 月 15 日の参議院予算委員会では、岸田文雄首相（当時）が答弁をしている。

米国のトランプ大統領の再選に当たり、同大統領が DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）に後ろ向きであることについて問われた三原じゅん子大臣（当時）は、「例えば、理解増進法に基づく施策を着実に進めるということ。このことにより多様性が尊重されて、性的マイノリティの方も、マジョリティの方も含めて、全ての人々がお互いの人権であるとか、尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております」と答えている⁵⁴。この三原大臣の答えに関連して、2025 年 3 月 12 日の参議院予算委員会で政府見解を問われた林芳正官房長官（当時）は、「政府としては、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法に基づきます施策を着実に進め、多様性が尊重され、性的マイノリティーの方もマジョリティーの方も含めた全ての人々が、お互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております」（原文まま）と答弁している⁵⁵。

しかしながら、法で基本計画の策定が義務付けられながら、施行後 2 年以上、国が基本計画を策定しない状況が続いている。他の法令を見ても、このような例は稀であり、今後の状況如何によっては国の不作為が問われかねない。この間の最高裁判決や上記の政府見解をふまえ、迅速な基本計画及び指針（12 条）の策定が望まれる。

② 性同一性障害特例法をめぐる動き

生殖不能要件に関する最高裁判所の決定を受け、厚生労働省は、2023 年 12 月 12 日付で「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて⁵⁶」を発出し、現在、法 3 条 1 項 4 号は停止（死文化）している状況にある⁵⁷。2024 年 9 月 19 日、厚生労働省は第 11 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会を開き、『国際疾病分類第 11 版』（ICD-11）の和訳案をおおむね了承した⁵⁸。これにより、「性同一性障害」という用語は廃止され、新たに性の健康に関する状態を示す用語として「性別不合」が採用されること

⁵⁴ こども家庭庁「三原大臣記者会見（令和 7 年 1 月 21 日）」（2025 年 8 月 23 日最終アクセス）
(<https://www.cfa.go.jp/speech/ba208ad6>) .

⁵⁵ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121715261X00620250312/134>

⁵⁶ その中で「本年 10 月 25 日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えないので、これをご了知の上、貴管下関係者、関係団体に周知方取り計らい願います。」と明記した。

⁵⁷ 法務省民事局民事第一課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて」2023 年。
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sei32/dl/jichitaimuke.pdf>

⁵⁸ 第 11 回社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会議事録。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44317.html

となる。同分類は、2027年に施行予定である⁵⁹。

③ 内閣府の性別欄WG報告（2022年9月）及び学術研究・調査のための報告書（2024年3月～）

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）に「ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する」こととされている。これをふまえて設置された「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ⁶⁰」による「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」（2022年9月）によれば、「男女別のデータを確実に取得することが重要。したがって、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎むべきと考える」とする一方で、「性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することも必要」と明記している。また、「多様な性などの多様な属性の人々を、統計や政策において社会の構成員として見過ごさないよう取り組むことは重要である」とも示されている[28]。多様な性に関しては、統計調査で性的指向・性自認を問う設問を採用することで、性的マイノリティの実態や課題の把握がなされている国もあることから、日本においても統計調査を通じて性的マイノリティの実態や課題の把握を行うべきとの意見が出されたが、具体的な設問の提示はなされなかった⁶¹。

その後、内閣府は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の第9条「国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進する」規定を受けて、2024年3月、「学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析報告書」を、2025年3月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解浸透度の把握及び理解増進に係る研究に当たり留意すべき事項等の調査・研究報告書」を公表した。

今後はこれらの成果を出発点とし、統計調査で性的指向及び性自認を把握し、性的マイノリティの実態を含めたジェンダー統計を作成することが不可欠である[29]。同性カップル世帯の実態を含めた統計作成においては国勢調査等の適切な集計及び多様な世帯の把握を可能とするための設問の改善が望まれる[30]。特に国勢調査については、2030年調査に向けた改善が望まれる。

⁵⁹ <https://www.asahi.com/articles/ASS9M3VNV9MUTFL01FM.html>

⁶⁰ 内閣府男女共同参画局に設置されている計画実行・監視専門調査会は、2022年4月19日に、計画実行・監視専門調査会運営規則の運営規則を改正し、「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」を開催することを確認した。これにより、2022年5月9日から7回にわたって「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」が開催された。

⁶¹ その後、内閣府男女共同参画局は、「ジェンダー統計整備状況調査報告書」として「令和5年度・令和6年度総括報告書」（令和7（2025）年3月）を公表している。https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/gender_toukei_r05.html

日本では、国による SOGI 統計調査が行われていないなど、ジェンダー統計が不備である。性別はジェンダー統計に必須の情報である。性別情報の収集と公開・開示とは別の問題である。プライバシーを守るために性別情報はみだりに第三者の目に晒されるべきではなく、必要に応じて性別記載欄をなくすとか、個人と紐付けない方法で性別情報を収集するといった工夫が必要である。

また、諸外国で法的性別の自己申告制が広がっていることを考慮すると、社会的にも法的にも、性自認に基づく性別が尊重されるべきであろう。各種調査の設問、書類、パスポートを含む証書等の性別記載においては、ノンバイナリーなどに配慮して、女性・男性・不定（X）などの記載の多様化も求められる。

④ 政府による 24 法令の同性パートナーへの適用発表

犯罪被害者給付金に関する最高裁判決（2024 年 3 月）を受け、日本弁護士連合会は 2024 年 3 月 27 日付の会長談話⁶²で他の法令において、事実婚に適用される法制度の同性パートナーへの適用を促している。

超党派議連も迅速な対応を求め⁶³、内閣官房は検討結果を 2025 年 1 月 21 日に発表した。政府発表によると、24 の法令が『事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』と同一又は類似の文言を含む規定の対象に同性パートナーが『含まれ得る』とされた一方で、130 の法令が「更なる検討が必要」とされた。内閣官房は、「検討の迅速化」を指示する⁶⁴とともに、検討の加速、国会審議への配慮、関係府省間での調整という 3 つの方針を示した。

⑤ 医療機関における現状と課題

三部（2019）の性的マイノリティ患者への病院対応についての報告[31]、同年の LGBT 法連合会の調査報告 3 版医療編[32]、2020 年に行われた鈴木らの調査[33]によって、性的マイノリティ患者が医療機関で直面する様々な困難⁶⁵が明らかにされている。また、LGBT 法連合会は、「SOGI を理由とする困難リスト（第 4 版）」（2025 年）[34]の医療編において、第 3 版時の困難を残しつつ、性的マイノリティ患者の治療内容に関する不満や診療態度に対する問題の指摘、「性と生殖の健康と権利」の「性的健康の権利」（sexual health right）に関わる事柄を追記している。医療機関や医療者の意識も変わりつつあり、LGBTQ フレンドリーホスピタルを標榜する医療機関が出てきている⁶⁶。

⁶² 日本弁護士連合会「犯罪被害者給付金不支給裁定取消事件最高裁判決に関する会長談話」2024 年。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2024/240327.html>

⁶³ 岩屋毅、2024 年 6 月 20 日 Facebook。

⁶⁴ 2024 年内の内閣官房から各府省に対する「要請」に対して、この時点では「指示」に格上げしている。

⁶⁵ 例えば、婚姻関係や親族関係にないことによる手術、検査の同意書の署名やインフォームドコンセントに関わる説明に同席ができないこと、診察券の性別表示や外来時の呼名方法による配慮の欠如、医療従事者の性的マイノリティに対する知識不足による診療や診断、トランスジェンダー患者の治療機関不足、入院時の施設使用の配慮不足、これらのことから医療機関へのアクセスがしづらく、適切な時に適切な医療を受けることができないことなどが指摘されている。

⁶⁶ 例えば、外来受付にレインボーフラッグを掲げる、各病院機関での取組を病院 HP にて紹介し、病院への性的マイノリ

また、医療従事者の性的マイノリティ研修による多様性への理解の促進、医療従事者の「アライ」(LGBTQの理解者・支援者)となる研修とその可視化が進められている⁶⁷。

2025年現在、同性パートナーシップ証明制度等の未導入県は皆無である⁶⁸。同制度の導入に伴い、公立系病院を中心に、自治体から発行されるパートナーシップ等証明書を提示した場合には、患者本人の意思を確認の上、婚姻関係にある配偶者・民法上の親族と同様に、面会、病状・手術等の説明への同席、説明書・同意書への署名、患者本人に判断能力がない場合の医療同意について認められている。

性的マイノリティの中には、彼らが置かれた社会的環境等によって生じた健康問題を抱える者がいるとの指摘もある⁶⁹[35]。先述の通り、アンケート調査『LGBTQ医療福祉調査2023』[4]によると、性的マイノリティは自殺におけるハイリスク群である。性的マイノリティの64.1%が自殺念慮、26.7%が自殺未遂、40.0%が自傷行為を経験している。同時に、精神障害を持つ性的マイノリティが特にこれらの行為を示す割合が高いと言われている。また、思春期・青年期層では、発達課題の問題とSOGIとの関連が強い。彼らが様々なメンタルヘルス問題に直面していることを注視し、支援が必要である[36]。ただし、性的マイノリティと心身の病気を安易に結び付けること自体が社会的スティグマとなることには十分留意すべきである。

3 性的マイノリティの権利保障に向けた今後の課題——その方向性

性的マイノリティの権利保障に向けた課題は多いが、以下では特に重要な4点についてその方向性を示したい。(1)特例法の廃止と新法の策定、(2)SOGIハラスメントの禁止、(3)ジェンダー統計の整備、そして、(4)SOGI理解増進法の改正である。

(1) 性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更に係る新法の制定

2020年提言は、特例法について2点を課題として指摘した。①現行法の廃止と法的性別変更手続に特化した新法の制定と②要件緩和である。これに加えて③ドイツの性別自己決定法との比較をふまえて課題を整理しておきたい。

① 現行法の廃止と法的性別変更手続に特化した新法の制定

「性同一性障害」という呼称は2027年に変更されることが決まっている。2003年

ティ当事者へのアクセスを良好にしようとしている。順天堂医院

<https://hosp.juntendo.ac.jp/about/society/sogi.html>

⁶⁷ 例えば、医学・看護教育で享受する教育内容について、医学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版では「LGBTQ」という言葉を含む文章が5か所ある。

⁶⁸ MARRIAGE FOR ALL JAPAN パートナーシップ導入自治体 <https://www.marriageforall.jp/database/partnership/>

⁶⁹ 例えば、ゲイ・バイセクシュアル男性の健康問題として、うつ病、不安障害の障害有病割合が高いこと、喫煙・問題飲酒・不適切な薬物使用率が高い、悪性腫瘍の中でも肛門がんの罹患割合が高い、さらに性感染症の罹患リスクが高いなどがあげられる。レズビアン・バイセクシュアル女性は、異性愛女性に比べ喫煙率、問題飲酒率、薬物使用率が高い、肥満/過体重である、親密なパートナーからの暴力にさらされやすいなどがある。これらの健康問題として、2型糖尿病(生活習慣病と称されるタイプの糖尿病)、冠動脈心疾患、脳卒中、骨粗鬆症、乳がんや大腸がんなどのリスクが挙げられている。また、予防行動としての乳がんや子宮頸がんの検診率が低い、HPVワクチン接種率の低下も指摘されている。トランスジェンダーでは、性別適合手術による身体的侵襲、ホルモン療法行動の継続性から心身の健康障害などが挙げられている。

に法律が成立した当初に参考にされた国際的な診断マニュアルでも既に「性同一性障害」という語は使用されていない⁷⁰。日本の精神医学界でも WHO にあわせて「性別不合」が用いられるようになってきている⁷¹。これらの変化に鑑み、2020年提言の通り、現行法を廃止して法的性別変更の手續に特化した法律（例えば、「性別記載変更法（仮称）」）を速やかに制定すべきである。

② 法的性別変更の要件緩和

速やかな要件緩和も必須である。現行の特例法は、法的性別変更に必要な要件を5つ定めている。1号年齢要件、2号非婚要件、3号子（未成年子）なし要件、4号生殖不能要件、5号外観近似要件である。医師の診断書も必要とするため、要件としては6つとなる。上記2-(3)-①で述べた通り、特例法が定める法的性別変更要件のうち、1号年齢要件以外はすべて司法で争われている。

2号と3号は家族要件といえるもので、家族秩序を守るために、同性間の婚姻を排除し、父親が女性、母親が男性であるケースを排除することを目的とする。3号はそもそも日本独自の要件である。現実には日本でも、法的には女性である者が、未成年子の生物学上の父として子を認知することを最高裁が認めるケース（2024年6月）が現れている（上記2-(3)-②）。こうしたことを考慮すると、3号要件の合理性は乏しいと言わざるを得ない（上記2-(3)-①-ウ）。また、同性間の婚姻が認められるならば、2号もまた存在意義はない（上記2-(3)-①-エ）[37]。

4号と5号は身体変更要件である。4号生殖不能要件については、憲法13条に違反するとの最高裁違憲決定が出された（上記2-(3)-①-ア）。5号外観近似要件については、2025年11月に高裁としては初めて東京高裁が違憲と判断した⁷²（上記2-(3)-①-イ）。諸外国の多くの立法事例では、生殖不能要件と外観近似要件はセットで「身体の完全性」を侵害するとして削除されている[資料⑦]。ホルモン治療の身体侵襲性を考慮すると、日本でも、4号要件と5号要件をあえて分離する必然性は見当たらず、ともに削除することが望ましい[38]。

③ 法的性別変更法の比較——日本の特例法とドイツの性別自己決定法（2024年）

法的性別変更に関する法制は国によって異なる。日本の特例法はトランスジェンダーを「性同一性障害」とみなし、手術要件（2023年違憲決定後停止状態）を含む5要件を課す旧タイプの医学モデルの法に当たる。これに対し、2010年代以降 WHO などの国際基準を受け入れたEU諸国では人権モデルの法が成立するようになり、手術要件を不要とする立法が続いている。その最先端に位置するものが、自己申告による法的性別認定（手術、離婚、裁判所の検証要件なし）であり、現時点で19か国の法が該当

⁷⁰ 現在、DSM-5は「性別違和」、WHOは「性別不合」を用いている。

⁷¹ 日本精神神経学会・日本GI（性別不合）学会合同「性別不合に関する診断と治療のガイドライン第5版」2024年10月16日。

⁷² 前掲注38参照。

する⁷³。

諸外国の法のうち、日本にとって最も参考になるのが、ドイツの性別自己決定法（SBGG、2024年）である。その理由は、主に三つ（法律の近似性、司法の積極的関与、社会的背景の近似性）ある。

第一に、ドイツも日本も旧タイプの医学モデルから出発している。ドイツでは、日本の特例法とほぼ同じ要件を定める「名前変更および性別確定の特例に関する法律」（トランスセクシュアル法、1980年）から、1990年代以降、司法判断を経て各要件が次第に撤廃され、最終的に性別自己決定法に至るという経緯をたどっている。

第二に、ドイツのトランスセクシュアル法の法的性別変更要件は、日本特有の「子なし要件」（第3号）を除けば、日本の特例法とほぼ同じであり、年齢、非婚、生殖不能、外観近似要件であった。これらは、順次、違憲判決を受けて削除されており、司法の積極的関与が確認できる（表1）。

第三に、ドイツでは日本同様に伝統的な家族主義が強いという社会的背景の中で、婚姻平等実現とトランスセクシュアル法改正が平行して進んだ。2008年の違憲判決によって非婚要件が削除された結果、事実上の同性婚が成立するようになっており、2017年に婚姻平等が実現した。同年、トランスセクシュアル法改正により、医師の診断書と「少なくとも3年以上、自分の性自認に合わせて生活したいと望んでいる場合」という条件の下に性別変更が認められた。

表1 日本の特例法とドイツのトランスセクシュアル法の比較

	日本	ドイツ
名称 (略称)	性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）	名前変更および性別確定の特例に関する法律（トランスセクシュアル法）
成立	2003年	1980年
年齢要件	20歳以上であること	25歳以上であることが当初要件であったが、1993年違憲判決→削除
非婚要件	現に婚姻をしていないこと	2008年違憲判決→削除
子なし要件	現に未成年の子がいないこと（2008年改正以前は「現に子がいないこと」）	（要件が存在しない）
生殖不能要件	生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること	2011年違憲判決→削除〔基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害〕
身体変更要件 (近似要件)	その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること	2011年違憲判決→削除〔基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害〕

(出典) 三成 (2024) 参考文献[37]、107頁。

⁷³ 2012年 アルゼンチン、2014年 デンマーク、2015年 コロンビア、アイルランド、マルタ、2016年 ノルウェー、2017年 ベルギー、フランス、カナダ、2018年 ブラジル、ルクセンブルク、ウルグアイ、ポルトガル、2019年 アイスランド、2020年 スイス、2021年 オランダ、ニュージーランド、2022年 スペイン、2023年 フィンランド。

では、ドイツで2024年に成立した性別自己決定法(SBGG)の特徴とは何か。それは、トランスセクシュアルという名称が差別的であるとして法律名称を変更するとともに、医師の診断書は不要となり、完全に自己申告に基づく法的性別変更を認めたことにある[資料⑧]。性別自己決定法は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリーの人々が性別登録や名前(ファーストネーム)の変更を容易にすることを目的とする。登録窓口に「自己保証付き宣誓書」を提出することで、性別登録と名前の変更が可能である。性別や名前の変更は、宣誓の3か月前までに登録事務所に口頭又は書面で届ける必要がある。再変更も可能であるが、性別と名前を変更した後、新たな変更までに1年間のブロック(執行停止)期間が設けられている。これは性急な決定を防ぎ、変更要望が真剣であることを示すためのものである。未成年者にブロック期間は適用されない。なお、14歳未満の未成年者が申告書を出すには、法律上の保護者(法定後見人)の同意あるいは家庭裁判所の審判が必要である。5歳に達した時点で本人の同意が必要となる。14歳以上の未成年者は、自ら変更申告を行うことができるが、それが効力を持つには、法定後見人の同意が必要である[39]。

このように、ドイツの性別自己決定法は、国際基準に合致した最先端の法律の一つであり、先行するトランスセクシュアル法の内容や同法廃止の過程は、日本の現状とよく似ている。以上を考慮すると、ドイツの法改正は日本にとっても重要なモデルとなり得る。

(2) SOGI に基づく偏見や差別をめぐる現状と課題

① SOGI ハラスメントの現状と課題

SOGI ハラスメント対策は、労働領域においては対応が義務化されているものの、取組が徹底されているとは言い難い。今後、法の着実な履行確保に向けた取組が各分野において求められる。また、他領域では法規制そのものが急務である。

ア パワハラ防止の法規定と労働

2020年6月(中小企業は2022年4月)に施行された改正労働施策総合推進法では、第30条の2において、事業主にパワーハラスメントの予防・対応の措置を義務付けている。パワーハラスメントの例として、指針で「精神的な攻撃」の類型の例に「人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む」、「個の侵害」の類型の例として「労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」を挙げている。特に前者については、解釈通達において『「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと」については、相手の性的指向・性自認の如何は問わないものであること」と明記されており、性的マイノリティ以外が受ける SOGI ハラスメントについても防止措置の範疇であることを明らかにしている。これら SOGI ハラスメント防止は、いわゆるアウティングも含めてすべての事業主(地方公共団体含む)の措置義務となっている。

2024年に実施された認定NPO法人虹色ダイバーシティの調査では、「直近1年間で、学校や職場等で差別的言動を見聞きしたか」という設問に対し、「よくある・ときどきある」と答えたのは、シスジェンダーの性的マイノリティで43.4%、トランスジェンダーで51.3%となっており、依然として一定以上の割合となっている[40]。厚生労働省の委託事業による調査（2024年）によると、民間企業をはじめとする事業主は95.2%がパワーハラスメントに対する何らかの措置を講じているが、「性的指向・性自認に関わるハラスメント防止のための取組」については71.8%にとどまっていると報告されている[19]。

法が事業主に求めるSOGIハラスメントの措置の不遵守に対しては、現行の行政の指導監督のあり方の見直しや組織体制の強化、労働者代表の関与の仕組みの整備など、履行を確保するための法政策が求められる。

2025年の第217回国会においては、さらに労働施策総合推進法の改正がなされた。カスタマーハラスメントと求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置義務が新たに事業主の義務として規定された。この審議に当たって、衆議院・参議院の厚生労働委員会は、カミングアウトの禁止・強要がパワーハラスメントに該当し得ること、顧客等から労働者に対するSOGIに関連するハラスメントがカスタマーハラスメントに該当し得ること、就職活動中の学生に対するSOGIに関連するハラスメントの防止が必要であること、これらを指針に明記することを政府は講ずるべきと附帯決議している。今後指針の策定に当たってこれらが盛り込まれ、各職場で対策が徹底されるかも重要である。

イ 地方公共団体

地方公共団体は、労働施策総合推進法でパワーハラスメントの措置が義務付けられている事業主となっており、SOGIハラスメントの対策を講じなければならない。改正法施行後の2020年10月には総務省からの通知⁷⁴により、法に基づく措置義務の未措置団体に取組が要請されており、これ以降、同省は取組状況の調査・公表を定期的に行っている。また、2025年4月には「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査」[41]を公表している。しかし、調査や職員アンケートはあくまで「パワーハラスメント」についてであり、SOGIハラスメントに対する取組や、発生状況、対応状況については一切明らかにされていない。同様に、文部科学省は、「公立学校教職員の人事行政状況調査」の中で、公立学校職場におけるハラスメント防止対策の取組状況について調査を行った年度があるが、これも地方公共団体の調査と同様、あくまでパワーハラスメント対策の実施状況についての調査であり、SOGIハラスメントの対策の実施状況については明らかになっていない。学校職場を含めた地方公共団体におけるSOGIハラスメントに特化した調査、設問が

⁷⁴ 総務省「地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況について」令和2年10月2日付け総行第40号
https://www.soumu.go.jp/main_content/000711383.pdf

必要である。

ウ 教育機関

文部科学省は2020年3月に通知⁷⁵を発出し、学校職場において取組が義務化されているパワーハラスメントにSOGIハラスメントが含まれることについて言及している。一方で、同省は、教員と児童生徒／保護者間のハラスメントを法に基づく措置義務ではないものの、取組を要請している。他方、児童・生徒間のハラスメントはいじめ防止対策推進法の範疇と位置付けているが、いじめ防止対策推進法では、大学の学生間のいじめ／ハラスメントは適用対象外となっており、一橋大学アウトティング事件⁷⁶（2015年）が学生間の事件であったことを想起すると課題であるといわざるを得ない。

文部科学省は2020年11月に発出した各大学宛の通知⁷⁷において、「各大学の内部規則等を確認したところ、『ハラスメントの防止等に努める』などハラスメント防止措置が努力義務であるかのような規程になっている例が散見されます」と述べ、SOGIハラスメントにも言及している。風間ほか（2021）[42]によれば、「ハラスメント・ガイドラインやパンフレットなどにLGBT等へのハラスメントについて記載している大学は約2割（35校；22.3%）」であり、文部科学省の指摘している通り、措置義務の履行を含め、SOGIハラスメントに対する取組は低迷している。また、日本学术会议によるアンケート調査（2019年）[43]でも、性的マイノリティ支援や研修等の実施については、国立大学では取組が進んでいるが、公立・私立大学では取組がかなり遅れていることが示されている⁷⁸。

② 岸田首相の答弁（2024年3月15日）を受けた各省庁の対応課題

2024年3月15日の参議院予算委員会で、岸田首相（当時）は、トランスジェンダーに対する誹謗中傷（トランスヘイト）を否定すべきとの見解を示した⁷⁹。首相のこの答弁は、トランスバッシングに対する政府見解であり、これに基づく形で、各省庁としての対応を整備するとともに、社会的な意識醸成を進めることが求められる。岸

⁷⁵ 文部科学省「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等について（通知）令和2年3月19日付け元初財務第37号。

⁷⁶ 本件の控訴審判決（2021年、確定）に関する原告（被害者）代理人による記事の中で事件の概要が示されている。南和行「一橋大学アウトティング裁判から考える暴露行為の被害の本質」『国際人権ひろば』No.156（2021年03月発行号）、<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2021/03/post-201897.html>

⁷⁷ 文部科学省「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行に伴うハラスメント防止のために講ずべき措置について（通知）令和2年11月13日付け2文科高第746号 https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_sigakugy-000013768_4.pdf

⁷⁸ 方針の公表形式としては「ハラスメント・ガイドラインの策定」（国立大学23%）が最も多く、具体的施策として「トイレ等の配慮」「望む性別での勤務・修学」などが進められている。一方、取り組んでいない理由としては、多い順に「ニーズがわからない」（26%）「当事者がいないので、必要性を感じない」（15%）であった。同性パートナーの処遇については調査時点では取組がほとんど進んでいなかった（2%）。

⁷⁹ <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121315261X01020240315¤t=88>

田首相の答弁におけるポイントは以下の通りである⁸⁰。

1) (ジェンダーアイデンティティについて)「選択したり変更できるものではないと認識しています」。2) (「トランスジェンダー(女性)は多様な男性の一類型」「トランスジェンダーは存在しない」「性同一性障害なんて科学的にありえない」といったSNS上の主張や自治体などで同様の質問が出ていることについて)「SNSでの投稿や自治体での誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別は許されないものであって、自己のアイデンティティで否定されることはあってはならないと考えます」。3) (トイレ等での犯罪の可能性について)「トランスジェンダーであると自称しトイレに侵入して盗撮を行うなどの犯罪行為については、捜査機関などが現行法令に従い適切に対応するものと承知しています。その上で、合理的な理由なくジェンダーアイデンティティを理由に特定の方々の行動を一律に制限することはあってはならないと認識しています」。4) (子ども大綱での記述や、トランスジェンダーの当事者からの「ヘイトが怖くて外に出られない」といった声について)「子ども大綱においても、子ども、若者が性的指向やジェンダーアイデンティティによって差別的取扱いを受けることがないようにする、この旨記載したところです。」「いわゆるトランスジェンダーに対する誤解に基づく誹謗中傷など…不当な差別はあってはならないと認識しています。政府としては引き続き、多様性が尊重され、マジョリティもマイノリティもすべての人が人権や尊厳を大切に、安心して暮らせる社会、自分らしい人生を送れる社会の実現を目指し、しっかり取組を進めてまいります。」岸田首相の答弁に見られる政府の基本方針について、各省庁は、情報を共有し、対応を強化すべきである。主な関係省庁における対応の必要性については、以下の通りである。

文部科学省では2015年以後、性的マイノリティの児童生徒への対応について調査を進めるとともに、教職員向けの資料を作成してきた。しかし、全教職員配布を前提にした資料であるにもかかわらず、すべての教職員にまで届いていないという報告もある。2022年に改定された生徒指導提要の性的マイノリティの記載(266～270頁)なども活用しつつ、公立私立を問わず、全教職員向けの周知徹底を図るべきである。また、性的マイノリティに関する児童生徒向け教材の開発も求められる。同様に、高等教育の場での対応を更に進める必要がある。

総務省に関しては、アンケート調査等における性別記載問題について、一部自治体などの調査において混乱が見られる。不要な性別欄の廃止とともに、性的マイノリティの人権に配慮した性別記載についてのガイドラインの作成を進める必要がある。

厚生労働省では、性的マイノリティの人権保障の視点から、採用における差別防止、ハラスメント防止、職場におけるダイバーシティ推進、宿泊施設などでの配慮、相談体制の拡充などを更に推進すべきである。

⁸⁰ 同じ質疑で、武見敬三厚生労働大臣もまた、「性別を理由に診療を行わないことには正当性がない」、「トランスジェンダーにも適切な医療を受けられると、都道府県においても病院での立入検査や研修などを行い、不当な取り扱いがないようお願いしている」と回答している。

外務省にあつては、政府方針を省内で共有するとともに、日本政府の性的マイノリティについての政府対応を積極的に国際発信すべきである。性的マイノリティの人権保障に関する国際的な取組事例の収集とその周知、さらに性的マイノリティをめぐる国際基準や条約等への積極的対応を内閣府とともに推進すべきである。

デジタル庁には、性的マイノリティに関する政府見解を国内外に向けて積極的に提供することや、相談窓口の開設、デジタル教材の開発が求められる。

③ 男女別施設に関する対応

しばしば、トランスジェンダー女性が共同浴場（女湯）や女性用トイレを利用することへの懸念が指摘されるが、丁寧に場合分けを行って対応する必要がある⁸¹[38]。

第一に、共同浴場の場合には裸身が晒されることから性的羞恥心や不安感を起こすことが多いと想定されるため、厚生労働省通知⁸²の通り、身体的な特徴に基づいて利用上の制限を設けることは合理的であり、当事者団体の全国組織もこれを認めている。ただし、その場合にも、個人や家族などの小集団単位の浴場利用サービスの提供を充実させるなどの工夫を検討する必要はあろう。

第二に、トイレ設備利用の選択性の保障に関しては、施設管理者には、用途別に複数のトイレ設備を整え、トイレ利用に選択性を持たせることが求められる。具体的には、オールジェンダートイレ（個室トイレ）、バリアフリースイレ、男女別集団トイレなどの適切な配置である⁸³。障害者や高齢者、乳幼児を連れた人など、一般トイレでは利用が難しい人々のためのトイレである⁸⁴バリアフリースイレを安易に性的マイノリティの利用に転用することは、本来のユーザーの利益を害するだけでなく、性的マイノリティであることのカミングアウト強制にもつながる。ただし一方で、現状は施設が整備されていない過渡期であることから、一律の全面利用禁止も実態にそぐわない。実態に即した移行措置を講じることが望まれる。

第三に、一般的な男女別集団トイレについては、利用条件や利用者の状況を考慮する必要がある。女性用トイレと女湯とでは利用条件の前提が異なる。女性用トイレ自体は個室利用であつて外性器を晒す場所ではない。また、トイレ利用は日常生活に不可欠であつてその利用に必要以上の制限を課すことは当事者の心身の健康に重大な害を及ぼす恐れがある。他方、学校や職場などで顔見知りが日常的に利用する女性用トイレと、デパートや駅などの不特定多数が利用する女性用公衆トイレとでは、利用条

⁸¹ 例えば、参考文献[38]（三成 2025）132 頁に示した表を参照。 <https://www.irepository.net/contents/outemon/ir/701/701240306.pdf>

⁸² 厚生労働省「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」令和5年6月23日付け薬生衛発0623第1号 https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/meeting/k_1/pdf/ref3.pdf

⁸³ 最新のオールジェンダートイレでは、男女とも個室化が進んでいる。手洗いを備えた男性個室トイレ及び女性個室トイレが配置され、犯罪防止に備えた回遊式あるいは通り抜け型構造をとり、利用状況が入り口パネルで電光掲示されたり、ドアの開閉で利用状況を集中管理して不審な場合には警備員が駆け付けけるなど、多様な工夫がこらされている。

⁸⁴ 国土交通省「高齢者障害者等用施設等の適正利用推進キャンペーン」（令和6年11月26日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000384.html

件が異なる。学校や職場のトイレについては、トランスジェンダーの性自認に特に十分配慮した取組が求められる。また、学校や職場以外においても、トランスジェンダー女性に対して、一律に女性用トイレの利用制限を行うことは合理的とはいえず、利用環境に応じた施設整備の改善とルール化が先決である。トランスジェンダーの性別移行過程は多様であって、ほとんどのトランスジェンダー女性は自身の性別移行段階に応じて慎重に男女別施設を利用している。トランスジェンダー女性が性犯罪者であるかのような言説は、甚だしい人権侵害である。また、トランスジェンダー男性のトイレ利用も念頭に、実態をふまえた対応が必要であろう。

④ スポーツ分野における現状と課題

2025年6月に改正されたスポーツ基本法では、基本理念を示した第2条に「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」の文言が追加されるとともに、SOGI理解増進法等をふまえることが定められた⁸⁵。この改正及び既公表のスポーツ庁スポーツ団体ガバナンスコードをふまえ、学校・運動部活動を含む競技レベルに関わらないあらゆるスポーツ場面において、トランスジェンダーを含む性の多様性に関する人権侵害の防止と被害を受けた場合の救済・ケアに関し、組織的対応が進められる必要がある。諸外国では、スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害を防止するとともに、スポーツが多様性を承認し、社会のモデルを提示する必要性が指摘され、専門機関の設置などの先進的な取組が進められている[44]。これらを参照した対応が国内でも求められる。

スポーツ競技は、競技上の便宜から女子／男子競技というカテゴリー名称を用いた制度で実施されている。この名称は個人のアイデンティティと分ちがたいジェンダーやセクシュアリティに紐付けて理解されやすい。そのためこの制度はトランスジェンダーのスポーツ参加に障壁をもたらし、当事者の人権侵害や誹謗中傷をも引き起こしている。近年、複数の国際競技団体は血清中テストステロン値（いわゆる男性ホルモン）を基準とするルールを採用してきた[45]。ごく最近ではワールドボクシング⁸⁶やワールドアスレチックス⁸⁷に続き、国際オリンピック委員会⁸⁸がSRY遺伝子（性決定領域Y遺伝子）検査を導入し、陽性となった場合、追加の検査を経て「生物学的女性」のみが女子競技に参加できるとする新たな規則を公表した。これらの基準や検査

⁸⁵ 「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表」。 https://www.mext.go.jp/sports/content/20250716-spt_sseisaku01-300000705_4.pdf

⁸⁶ World Boxing to introduce mandatory sex testing for all boxers that want to participate in its competitions, May 30 2025, <https://worldboxing.org/world-boxing-to-introduce-mandatory-sex-testing-for-all-boxers/>

⁸⁷ World Athletics introduces SRY gene test for athletes wishing to compete in the female category, 30 JUL 2025, <https://worldathletics.org/news/press-releases/sry-gene-test-athletes-female-category>

⁸⁸ IOC Policy on the Protection of the Female (Women's) Category in Olympic Sport and Guiding Considerations for International Federations and Sports Governing Bodies, 26 March 2026, <https://stillmed.olympics.com/media/Documents/International-Olympic-Committee/EB/policy/policy-on-the-protection-of-the-female-category-english.pdf>

方法に関しては、国連特別手続の専門家らによる共同声明でも科学的妥当性や人権の観点からの課題が指摘⁸⁹されており、トランスジェンダーやDSD（性分化疾患）の人々への差別や偏見を助長することが懸念される。

⑤ 教育・研究に関する現状と課題

性的マイノリティに対する偏見や差別をなくすために教育・研究が果たす役割は大きい。そのための課題は主に3つある。

第一は、「包括的性教育⁹⁰」（セクシュアリティ教育）の積極的導入である。SOGI 理解増進法の理念に基づき、SOGI 教育の水準を上げるには、学習指導要領に SOGI 教育を適正に盛り込む必要がある。教員に対する啓発や支援も必須である。ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（2009年初版、2018年改訂版）[46]は、包括的性教育を人権保障の要諦としており、教育現場での積極的な活用が望まれる。

第二は、教育機関における SOGI ハラスメントの根絶である。教育分野でのハラスメントについては独立したハラスメント防止法が存在せず、文部科学省指針（初等中等教育機関）や大学等の内部規則に従う。これゆえ、規制力が弱だけでなく、学校ごとに対応が異なるといった事態が生じている。一定の前進は見られるものの⁹¹、最近の調査でも、LGBT ユースの自殺念慮が高く、教師や生徒からハラスメントを受けているケースが多いことが明らかにされている[3]。アメリカの「タイトルナイン⁹²」などのように、教育法におけるハラスメント禁止の明記が必要である。また、複数の属性が重なって生じる交差的・複合的なハラスメントを禁止するために、国連が推進している包括的差別法の制定が日本でも求められる。

第三は、高等教育における対応と研究支援である。高等教育では、いくつかの大学が SOGI 支援宣言を出し、複数の女子大学が 2020 年度からトランスジェンダー女性の受け入れを決めるなどの進展が見られる⁹³。しかし、大学の SOGI 対策には文部科学省は介入せず、大学ごとに任されているために対策の差が大きい。大学における SOGI ハラスメント防止対策の整備、教職員の啓発・助言体制の拡充が急がれる。また、国、

⁸⁹ UN Special Procedures experts, “Joint Statement on Fairness, Inclusion and Non-Discrimination in Sport,” Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), 25 February 2026, <https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/discrimination/260225-joint-statement-on-fairness-inclusion-and-non-discrimination-in-sport.pdf>

⁹⁰ 「包括的性教育」は、セクシュアリティ教育とも呼ばれる。かつての性教育が「性」を身体的特徴や生理学的側面に限定して考える傾向が強かったのに対して、包括的性教育は、個人の尊厳や他者との関係性を含み、文化的・社会的文脈から理解すべきとの立場を取る。包括的性教育の三本柱は、「多様性、人権、ジェンダー」である。

⁹¹ 初等・中等教育では、2012年の『自殺総合対策大綱』に教職員に対する理解促進の取組が明記されたことをきっかけに、文部科学省は特にトランスジェンダー生徒の事例調査や対応通知、マニュアル作成・配布などを行った。「いじめ防止対策推進法」（2013年）に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」でも2017年改訂時に性的マイノリティに関連する記述が盛り込まれるなど一定の前進が認められる。

⁹² 米国における公的高等教育機関の教育プログラムや活動等での性差別の禁止について定めた教育改正法第9編の通称（1972年成立）。これを守らない教育機関は連邦政府からの補助金等の財政支援を打ち切られる。

⁹³ 全国71女子大学のうち、トランスジェンダー女性は以下の大学で入学が許可されている（カッコ内は開始年度）。お茶の水女子大学（2020年）、奈良女子大学（2020年）、宮城学院女子大学（2021年）、ノートルダム清心女子大学（2023年）、日本女子大学（2024年）、津田塾大学（2025年）、福岡女子大学（2029年度から受入れ予定）。

大学等は、SOGI 研究を行っている者や性的マイノリティである研究者に対する差別を SOGI ハラスメントとして明確に禁止し、研究支援にも積極的に取り組むことが望まれる。

⑥ 包括的反差別法制定の意義と必要性

SOGI に関する差別行為やハラスメントをやめさせ、救済を図るには差別禁止法が有効である。特に、差別やハラスメントの交差性（複合性）に考慮し、包括的反差別法の制定に向けて検討することが望まれる。国連自由権規約委員会からも、日本政府は同趣旨の勧告（2022 年）を受けている [資料⑩]。

差別は憲法 14 条 1 項後段に列挙されていない属性によっても生じ得るのであり、SOGI は差別の対象となっている。憲法は個人の国家に対する権利を保障する法であるが、差別主体は国家とは限らない。したがって、差別されない権利を実現するには、憲法 14 条 1 項後段に列挙されない要素による差別も含め、また、国家以外の主体による差別も含め、一般的・包括的に差別されない権利を保障する法律の制定が必要である。

個別の差別属性ごとに差別を禁止する法律を制定することも考えられる。SOGI 理解増進法にとどまらず、SOGI 差別解消法を制定することも検討すべきである [47]。他方、日本では十分な内容ではないが属性別の反差別法が部落差別解消法及び障害者差別解消法しか制定されておらず、反差別法の実効性を高めることが期待される国内人権機関も設立されていない。諸外国では 1990 年代後半から様々な分野での差別禁止法の制定が進み、また、2023 年には、国連が「包括的反差別法制定のための実践ガイド」 [48] を発表し、各国に差別を一般的に禁止するための法律の制定に取り組むよう促している。国内状況及び国際潮流をふまえるならば、SOGI を含める形で包括的反差別法を立法することが喫緊の課題といえよう⁹⁴。

(3) SOGI も含めたジェンダー統計の充実

「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」の到達点をふまえ、ジェンダー統計の整備拡充を図るべきであり、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎む

⁹⁴ 包括的反差別法の具体的内容については前記脚注 3 に示した提言に譲るが、トランスジェンダーの権利保障の観点から、その意義を付言する。本見解でも、男女別施設やスポーツにおける対応を述べてきたが、包括的反差別法は女性差別の禁止を含むものであるから、仮に女性とトランスジェンダーの権利や利害が衝突する局面が生じるのであれば、それを調整する仕組みを内包するものでなければならない。狭義のトランスジェンダー差別とは、法的性別と性自認の不一致ないし法的性別変更の履歴による区別を指す。例えば、貸主が、法的性別と性自認が一致しない者、あるいは法的性別変更の履歴を持つ者であることを理由に住宅の賃貸を拒否することは、トランスジェンダーか否かによって区別し、異なる取り扱いを行ったものとして禁止される。他方、あるスペースや競技大会の参加資格を身体的特徴において区別することは、身体的特徴による区別の一種であり、それらの区別の許容性は、身体的特徴による区別が正当化され得るかによる。さらに、身体的特徴による区別を行うことは、実質的には、トランスジェンダーの法的権利・利益の享受に重大な影響を及ぼす可能性があり、合理的配慮が要求される。つまり、トイレ、共同浴場、更衣室などの施設やスポーツにおいて男女別とすることの合理性があれば、包括的反差別法の下においてもそれらは維持されることになる。区別を設ける主体が、その合理性を示さなければならない。その時の判断基準については、上記で述べた通りであり、状況に応じたきめ細やかなルール作りが必要である。さらに、男女区分の設置がトランスジェンダーの権利を制約している状況を精査し、トランスジェンダーのニーズへの合理的配慮が求められる。

べきである。ただし、性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することが不可欠である。同時に多様な性などの多様な属性の人々を、統計や政策において社会の構成員として見過ごさないよう取り組むべきである。SOGI 理解増進法 9 条に基づく内閣府委託事業である既存研究等の調査分析の成果をふまえ、各種調査で性的指向及び性自認を把握して性的マイノリティの実態を含むジェンダー統計の作成が必要である。各種調査の設問、書類、パスポートを含む証書等の性別記載においては、ノンバイナリーなどに配慮して、女性・男性・不定（X）などの記載の多様化も求められる。

(4) SOGI 理解増進法の 2026 年改正に向けた課題

SOGI 理解増進法は附則 2 条において「この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と定められている。本法は 2023 年 6 月に施行されているため、2026 年 6 月には見直しの時期を迎えることとなる。この見直しに当たっては、下記の事項を改正すべきである。

① 差別禁止規定の新設

本分科会における 2017 年提言、2020 年提言の両方において、性的マイノリティの権利保障をはかるため、差別を禁止する規定を置くよう提言してきた。基本理念を定めた 3 条が憲法 14 条の趣旨を念頭に置いているといっても、同条はあくまで理念条項にすぎない。明確に民事的な効力を発揮する形で性的指向とジェンダーアイデンティティに関する差別禁止事項を規定すべきである。その際、新たに、「ジェンダー表現」（異性装やふるまいなどによる自己表現）と「性的特徴」（身体的な性的特徴）についても同法の範疇とするよう定義規定を改正し、差別禁止規定の効力が及ぶようにすべきである。

② 12 条（留意条項）の削除

確かに、法案審議では、12 条は、あくまで基本理念の 3 条を強調したにすぎないものの解釈が示されている。しかし、制定当時、当事者団体⁹⁵やジェンダー研究者の有志などからは、政治や行政の都合によって 12 条の解釈が性的マイノリティの権利制限につながるものが強く懸念されていた。例えば、LGBT 法連合会は、同法は「極めて異例の審議・修正の過程をたどり、短期間で法の内容が後退するものとなった」とし、次のように表明した。同法は、「理念法でありながら、『全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする』と、性的マイノリティ当事者の尊厳を踏みにじるかのような条文を設け、政府が具体的な指針を策定するものと規

⁹⁵ 朝日新聞「修正された LGBT 法案 参院での審議に反対 当事者たちが抗議活動」2023 年 6 月 14 日。
<https://www.asahi.com/articles/ASR6G71VVR6GUTFL00R.html>

定している。…本法律が日本で初めて性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）について位置付けた法律であるにもかかわらず、このような内容となったことに憤りを禁じ得ない⁹⁶」。また、ジェンダー研究者有志は、「4党修正法案に『全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意』という文言が入ったことで、マイノリティの権利保障に向けたはずの法律がマジョリティの権利尊重を謳うことになってしまっています⁹⁷」と批判声明を出した。このような批判をふまえ、量的データで実証されていない「多数派の不安」ないし「多数派の安心」等を背景に規定された12条は削除すべきである。

③ 学校設置者の努力義務の義務規定化

SOGI 理解増進法は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進」するための法律であるが、理解を増進する施策はすべて努力義務となっている。理解増進の要と考えられる学校設置者の「心身の発達に応じた教育及び学習の振興」は極めて重要であり、義務化すべきである。その際、2025年6月6日の阿部俊子文部科学大臣の記者会見において、阿部大臣が「次期の学習指導要領の検討を今中教審に求めた諮問文におきましては、『多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現』を喫緊の課題と述べましたが、これはそれぞれ多様な背景を有する全ての子どもたちの可能性を開花させる教育のあり方を検討する趣旨を示したものでございまして、いわゆる性的少数者の子どもも含むものというふうに考えているところでございます⁹⁸」と述べていることもふまえ、学習指導要領に性的指向・性自認の多様性に関する事項を含めることが求められる。

④ 合理的配慮義務の規定

性同一性障害特例法の生殖不能要件に関する最高裁決定をはじめとする社会の変化に即し、在学・在職したまま法的性別を変更するケース（いわゆる「在学トランス」「在職トランス」）など、合理的配慮を要するケースが増えることが考えられる。既にSOGI 理解増進法では就業環境や教育環境に関する必要な措置を講ずる努力義務を設けているが、これらに加えて、合理的配慮についても規定することを検討すべきである。

4 見解

以上の通り、2017年提言と2020年提言で掲げた課題のうち、いくつかは実現した。司

⁹⁶ LGBT 法連合会理事一同「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案の成立についての声明」（2023年6月19日）<https://lgbtetc.jp/news/2878/>

⁹⁷ 「LGBTQ+への差別・憎悪に抗議するフェミニストからの緊急声明」認定NPO法人ウィメンズ アクション ネットワーク（WAN）Web サイト。<https://wan.or.jp/article/show/10674>

⁹⁸ https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00594.html

法判断も国際的動向に沿う形で進展している。しかし、国会と政府の課題はなお多い。喫緊の立法課題としては、性同一性障害特例法の廃止と法的性別変更要件を緩和した新法の制定（名称変更・要件緩和）及び SOGI（性的指向・性自認）の理解増進法の改正がある。これらについては数年内に国会及び政府内でも改正等に向けた検討が進められる予定である。これらをふまえ、国際比較と歴史分析をふまえた望ましい改正の方向性を見解として示したい。

(1) 国会は、性同一性障害特例法を速やかに廃止し、法的性別変更要件を緩和した新しい性別移行法（例えば、「性別記載変更法」）を制定すべきである。

性同一性障害特例法は廃止して、法的性別変更の手續に特化した新しい法律を制定すべきである。また、最高裁をはじめとするこの間の司法の動向に照らし、法的性別変更要件のうち、2号（非婚要件）、3号（未成年子なし要件）、4号（生殖不能要件）、5号（外観近似要件）は、削除すべきである。

(2) 国会、内閣府、法務省は、SOGI に関する偏見や差別、ハラスメントをなくすために、SOGI 差別禁止法の制定を目指すべきである。また、SOGI 差別がジェンダーや人種などの他の属性に基づく差別と重なりあって生じやすいことに鑑み、差別の交差性（交差差別・複合差別）に対応するために、多様な属性に基づく差別を一括して禁止する包括的反差別法の制定も併せて検討することが望まれる。国（文部科学省、厚生労働省など）、地方公共団体、あらゆる教育機関及び公共施設は、性別が重要な意味を持つ施設の利用に選択性を持たせるべきである。文部科学省、スポーツ庁、あらゆる教育機関及びスポーツ関連団体は、スポーツの性別基準についても人権尊重に即した対応が求められる。

① 職場における SOGI ハラスメントについては、すべての事業主に措置義務が課されており、法の履行確保に向けた行政の指導監督のあり方の見直しや組織体制の強化、労働者代表の関与の仕組みの整備などが課題である。地方公共団体や学校では、実態把握のために SOGI ハラスメントに特化した調査を行うことが求められる。SOGI ハラスメント解消のためには、SOGI 差別禁止法の制定が望まれる。

② トランスジェンダーに対するヘイト行為については、2024年3月15日の岸田首相の答弁を政府の基本方針として、各省庁は、情報を共有し対応を整備・強化するとともに、社会的な意識醸成を進めるべきである。ヘイトスピーチについては、最高裁判所の2022年判決⁹⁹に照らし、性的マイノリティについても、社会からの排除、権利や自由の制限、又は憎悪や差別の感情あるいは暴力を煽る表現を抑止する必要がある。

③ 男女別施設については、丁寧に場合分けを行って対応する必要がある。

④ スポーツ分野においては、学校・運動部活動を含むあらゆるスポーツ場面において、多様性を否定するような人権侵害の防止と被害を受けた場合の救済・ケアに関し、

⁹⁹ 最三小判決（令和4年2月15日）。民集 第76巻2号190頁。 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90920.pdf>

組織的対応が進められるべきである。競技スポーツに係る「性別基準」については科学的妥当性、倫理的側面、人権の観点から法的対応の検討が必要である。

⑤ 初等中等教育では学習指導要領に「包括的性教育」の導入を明記し、取組を進めるべきである。高等教育（大学等）では、ハラスメント防止規制の強化が求められる。

⑥ トランスジェンダーでありかつ女性であるという交差的属性を持つトランスジェンダー女性に対する差別行為を規制し、救済を図るためには、包括的反差別法が必要である。

(3) 国のあらゆる省庁（特に、内閣府、総務省統計局、文部科学省、厚生労働省など）及び地方公共団体は、SOGI も含めたジェンダー統計の充実を図るべきである。

ジェンダー統計の拡充は必須であり、性的マイノリティへの配慮を口実にジェンダー統計を縮小すべきではない。必要なのは、不要な性別欄の廃止、性的マイノリティの人権に配慮した性別記載に関するガイドラインの作成、性的マイノリティの実態を含めた統計作成を可能とするための SOGI の把握方法の検討・確立と既存調査の適切な集計である。

(4) 国会、内閣府、法務省は、SOGI 理解増進法の 2026 年改正に当たって、①差別の禁止と差別定義の拡大、②12 条（留意条項）の削除、③教育への SOGI 事項の積極的導入、④合理的配慮義務の導入を図るべきである。

① 明確に性的指向とジェンダーアイデンティティに関する差別禁止を規定した上で、新たに「ジェンダー表現」と「性的特徴」も含むよう定義規定を改正すべきである。

② 性的マイノリティの権利制限につながる解釈の恐れを払拭するため、12 条は削除すべきである。

③ 学校設置者の理解を増進するための施策を義務付けるべきである。併せて、学習指導要領に SOGI の多様性に関する事項を含めるべきである。

④ 社会の変化をふまえ、就業環境や教育環境に関する合理的配慮義務についても規定することを検討すべきである。

【参考文献】

- [1] 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月）
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>
- [2] 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」（2020年9月）
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>
- [3] 認定NPO法人 ReBit による大規模調査（2025年6月結果公表）
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000073.000047512.html>
- [4] 認定NPO法人 ReBit 「LGBTQ 医療・福祉調査 2023」
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000045.000047512.html>
- [5] 経済協力開発機構（OECD）編『OECD レインボー白書—LGBTI インクルージョンへの道のり』明石書店、2021年。
- [6] 「特集2 LGBTQ の権利保障をめぐる法整備の現状と課題」『日本ジェンダー研究』12号、2025年。
- [7] 「ジョグジャカルタ原則プラス10」Grispan, Mauro Cabral, et. al., THE YOGYAKARTA PRINCIPLES plus 10— ADDITIONAL PRINCIPLES AND STATE OBLIGATIONS ON THE APPLICATION OF INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS LAW IN RELATION TO SEXUAL ORIENTATION, GENDER IDENTITY, GENDER EXPRESSION AND SEX CHARACTERISTICS TO COMPLEMENT THE YOGYAKARTA PRINCIPLES, As adopted on 10 November 2017, Geneva, http://yogyakartaprinciples.org/wp-content/uploads/2017/11/A5_yogyakartaWEB-2.pdf
- [8] 谷口洋幸『性的マイノリティと国際人権法—ヨーロッパ人権条約の判例から考える』日本加除出版、2022年。
- [9] カイル・ナイト（西良朋也訳）「トランスジェンダーの権利の進展」『日本ジェンダー研究』12号、2025年。
- [10] Corredor, E. S., “Unpacking ‘Gender Ideology’ and the Global Right’s Antigender Countermovement,” *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 44(3), pp. 613-638, 2019.
- [11] Corrêa, S., Paternotte, D. and House, C., “Dr Frankenstein’s hydra,” in Aggleton, P., et al., eds. *Routledge Handbook of Sexuality, Gender, Health and Rights*. 2nd ed. London: Routledge, pp. 484-49, 2023.
- [12] Paternotte, D., “Victor Frankenstein and his creature: the many lives of ‘gender ideology,’ ” *International Review of Sociology*, 33(1), pp. 80-104, 2023.
- [13] Dietze, G. and Roth, J., “Right-Wing Populism and Gender: European Perspectives and Beyond,” Transcript Verlag, 2020; Reyes, E. D. , Ramirez,

- C. Q. and Wolff, C. S., “Anti-gender Populism in latin America: The Cases of Mexico and Brazil,” *Journal of Human Security*, 18(2), pp. 47-58, 2023.
- [14] ジェシカ・スターン (西良朋也訳) 「LGBTQI の権利保護に関する法整備の現状と課題」『ジェンダー法研究』12号、2025年。
- [15] ショーン・フェイ (高井ゆと里訳) 『トランスジェンダー問題——議論は正義のために』明石書店、2022年。
- [16] Amery, F., ‘Gender critical’ feminism as biopolitical project, *Sexualities*, 28(3), pp. 1239-1253, 2025.
- [17] 神谷悠一「マイノリティが強いられている「多数派への配慮」とは？～「LGBT理解増進法」の制定過程から考える」2023年12月7日、imidas。
<https://imidas.jp/jijikaitai/f-40-244-23-12-g939>
- [18] 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『令和元年度 厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書』厚生労働省 Web サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/000088194_00001.html。<https://www.mhlw.go.jp/content/000673032.pdf>
- [19] 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『厚生労働省委託 令和6年度 職場におけるダイバーシティ調査・推進事業報告書』厚生労働省 Web サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/000088194_00001.html。<https://www.mhlw.go.jp/content/001511340.pdf>
- [20] 釜野さおり・岩本健良・小山泰代・申知燕・武内今日子・千年よしみ・平森大規・藤井ひろみ・布施香奈・山内昌和『家族と性と多様性に関する全国アンケート (全国 SOGI 調査) 報告書』JSPS 科研費 JP21H04407 「性的指向と性自認の人口学の構築--全国無作為抽出調査の実施」研究チーム (代表 釜野さおり) 早稲田大学 SOGI 調査研究所、2025年、58頁。
- [21] 野口亜弥・三倉茜・折目真折「LGBTQ+ユースの体育現場の経験に関するアンケート」プライドハウス東京アスリート発信チーム発行、2023年。
https://pridehouse.jp/assets/img/handbook/pdf/ally_experiences.pdf
- [22] 公益財団法人日本スポーツ協会体育・スポーツにおける多様な性のあり方に関する教育・啓発プロジェクト「『多様な性のあり方』の視点からスポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査」2023年。調査結果の速報概要版は、
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/sogi_questionnaire/questionnaire2022_sogi_20220308.pdf。
- [23] 大勝志津穂・高峰修「スポーツ指導者に求められる指導上の配慮に関する調査について」来田享子編著「平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅱ：スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究-第1報」2017年、66-91頁。
- [24] 来田享子・建石真公子「スポーツにおける LGBT が抱える課題と求められる対応 -支

- 援組織・医師・大学教員等の専門家への聞き取り調査の結果から」 來田享子編著『平成30年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告 I : スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』公益財団法人日本スポーツ協会、2019年、58-62頁、https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/studiesreports/2001_2020/H3001.pdf
- [25] たかきーと『家族の条件～幸せをつなぐ道のり～「プロローグ」』（2018年3月電子書籍発行、2018年10月書籍版発行、臼井崇来人〔voice2tacaquito@gmail.com〕）
- [26] 二宮周平「法的性別を変更した女性（トランス女性）に対する認知請求～最2小判令6〔2024〕・6・21を考える」戸籍時報856号（2024）2～11頁。
- [27] 名越裕吾「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律68号）の制定について」『自治実務セミナー』735号、2023年、4-7頁。
- [28] 内閣府男女共同参画局・ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」2022年、<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-seibetsuran/pdf/honbun.pdf>
- [29] 釜野さおり「ダイバーシティ・インクルージョンと社会調査における〈性別〉」『社会学評論』74(4)、2024年、660-675頁。
- [30] 釜野さおり「国勢調査と同性カップル世帯排除と可視化のはざままで」菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編著『クィア・スタディーズをひらく2：結婚・家族・労働』晃洋書房、2022年。
- [31] 三部倫子「IGBTの患者対応についての看護部長のアンケート」報告書（科学研究費補助金「医療機関における家族—性的指向と性自認を軸とする患者・看護師の相互行為」）2019年12月。
- [32] 一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」2019年。
- [33] 鈴木美紗稀・浦中桂一・朝澤恭子「LGBT当事者における医療機関への受診の実態とケアニーズ」『厚生指針』68巻7号、2022年、17-23頁。
- [34] 一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第4版)」2024年。
- [35] 吉田絵理子編『医療者のためのLGBT講座』南山堂、2022年、第4章・5章。
- [36] 程雪麗・是永かな子「特別ニーズ教育としてのLGBT支援の現状と課題—日本におけるLGBTに関する研究動向の検討から」『高知大学学術研究報告』66巻、2017年。
- [37] 三成美保「人権としてのセクシュアリティ——トランスジェンダーの法的性別変更を中心に」『追手門法学』創刊号、2024年。
- [38] 三成美保「LGBTQの権利保護をめぐる法整備に向けて——歴史と課題」『ジェンダー法研究』12号、2025年。

- [39]ティモテウス・フェルダー＝ルセッティ「一般平等取扱い法について」『ジェンダー法研究』12号、2025年。
- [40]認定NPO法人虹色ダイバーシティ『nijiVOICE2024 報告書』2024年、50頁。
<https://nijibridge.jp/wp-content/uploads/2024/12/20240830NV2024%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>
- [41]総務省「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査結果及び各種ハラスメント対策に関する取組事例集の公表」2025年。
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000240.html
- [42]風間孝・北仲千里・釜野さおり・林夏生・藤原直子「大学における性的指向・性自認(SOGI)に関する施策及び取り組みに関する全国調査報告」『社会科学研究』41(2)、2021年、216頁。
- [43]日本学術会議、提言「大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言－日本学術会議アンケート調査結果を踏まえて－」令和5年(2023年)8月29日、11-12頁 <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-t351-1.pdf>
- [44]來田享子・田原淳子・杉山翔一・高峰修・建石真公子・石塚創也・石堂典秀・森丘保典「諸外国から学ぶセーフスポーツ-安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて-2025」公益財団法人日本スポーツ協会、2025年、<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide18>
- [45]來田享子「性の多様性に関するIOCの枠組み(2021年11月)」以降のIFおよび諸外国のNFの対応事例、令和5年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学研究報告IV「体育・スポーツにおける暴力・虐待・差別等の人権侵害防止に関する調査研究～“Sport in Life”の基盤を形成する安心・安全なスポーツ環境の構築に向けて～第2報-」2024年、21-31頁 https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/studiesreports/2021_2030/R0504.pdf
- [46]ユネスコ編、浅井春夫他訳『国際セクシュアリティ教育ガイダンス－科学的根拠に基づいたアプローチ(改訂版)』明石書店、2020年。
- [47]日本学術会議 法学委員会 社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会、記録「性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律(SOGI 差別禁止法)の必要性について」令和5年(2023年)9月4日、
<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/1-20230904-5.pdf>
- [48]国際人権NGO反差別国際運動「包括的反差別法制定のための実践ガイド」日本語版(2023年)、https://imadr.net/guide_antidiscrimination_japanese/

【資料】

① 2017年提言（要旨）

日本学術会議法学会委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（提言）「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月）

6 提言

性的マイノリティの権利保障には、国民全体の理解が欠かせない。学校・職場・地域が一体となって性的マイノリティに対する偏見と差別を取り除き、性的マイノリティに対する理解を深めて「共生社会」を築くことが、国民が果たすべき課題である。そのような展望のもとに、以下のとおり提言する。

第一に、立法府・政府に対し、差別解消のための根拠法の制定と包括的な法政策の策定に向けて、以下の通り提言する。①性的指向・性自認（性同一性）・身体的性に関わる特徴等に基づく差別を禁止し、性的マイノリティの権利保障をはかるための根拠法を制定すること。②同法には、性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重、婚姻を含む共同生活の保障、教育上の権利保障、雇用・労働に関する均等待遇に関する規定を盛り込むこと。③同法に基づいて国・自治体は基本計画を策定し、継続的な公的調査・白書作成を踏まえて包括的な権利保障政策を立案・実施・評価すること。

第二に、関連法等の改正につき、以下のとおり提言する。①同性パートナーとの共同生活を保障するために民法を一部改正して婚姻の性中立化をはかること。②「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の名称変更と要件緩和を行うこと。③個人情報保護法の不利益取扱い禁止規定に性的マイノリティの権利を導入し、「要配慮個人情報」に「性的指向と性自認」の文言を追加すること。④ハラスメント言動の防止について、男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメント指針を人事院規則と同内容とすること。

第三に、教育における権利保障の課題を達成するため、文部科学省及びすべての教育機関等に対して、以下の通り提言する。①文科省は、教育機関の段階や種別を問わず、「修学支援」「入学保障」「在籍保障」の三面にわたって性的マイノリティの「学ぶ権利」を包括的に保障するためのガイドラインを策定すること。②文科省及び各教育機関・教科書出版社は「性の多様性」に関する教育を充実させるために、教科書の改訂に取り組み、関連教科に関する学習指導要領の見直しに向けて検討すること。③すべての教育機関は、性的マイノリティに対するハラスメントの防止に取り組むとともに、差別解消のための研修を積極的に行うこと。④すべての教育機関は、性別記載欄・通称名使用・トイレ等の施設利用について現状を点検し、速やかに必要な改善を行うこと。

第四に、雇用・労働に関する権利保障の課題を達成するため、厚生労働省及び各事業体に対して以下の通り提言する。①厚労省は、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目的としたガイドラインを策定すること。②各事業体は、性的マイノリティに対する理解増進・差別禁止のための取り組みを速やかに実践し、福利厚生についても配慮すること。また、性自認に即した服装やふるまいの尊重、トイレ等の施設利用の便宜、ハラスメント防止対策の徹底に努めること。③国及び自治体は、教育機関や企業等と連携しつつ、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目指す先進的な取り組みを積極的に支

援し、性的マイノリティが尊厳をもって安全に働けるよう十分な対策を講じること。

(出典) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>

② 2020年提言(要旨)

日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会(提言)「性的マイノリティの権利保障をめざして(Ⅱ)—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」(2020年9月)

3 提言

以上をふまえ、本提言では、①「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の廃止とそれに代わる新法(「性別記載変更法(仮称)」)の制定、②多様な分野で生じている人権侵害を防止するための性的マイノリティに特化した人権保障法の制定と実効性の高い政策の実施を求める。②の制定を通して、最終的には、③あらゆる差別の解消を目指す包括的な差別解消法の成立を展望したい。

提言1 トランスジェンダーの権利保障のために、国際人権基準に照らして、性同一性障害者特例法に代わる性別記載の変更手続に係る新法の成立が必須である。国会議員あるいは内閣府による速やかな発議を経て、立法府での迅速な法律制定を求めたい。

トランスジェンダーの人権保障のためには、本人の性自認のあり方に焦点をあてる「人権モデル」に則った性別変更手続の保障が必須である。現行特例法は、「性同一性障害」(2019年WHO総会で「国際疾病分類」からの削除を決定)という「精神疾患」の診断・治療に主眼を置く「医学モデル」に立脚しており、速やかに廃止されるべきである。特例法に代わる新法は「性別記載の変更手続に関する法律(仮称)」とし、国際人権基準に則した形での性別変更手続の簡素化が求められる。以上の見地から、国会議員あるいは内閣府(法務省による法案作成)による速やかな発議と立法府での迅速な法律制定を求めたい。

提言2 トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権が侵害されることがないよう、性的マイノリティの権利保障一般について定めた根拠法が必要である。国会議員あるいは内閣府による速やかな発議と立法府における迅速な法律制定が望まれる。関係省庁及び自治体は、より実効性の高い権利保障政策の立案・実行・評価に努めるべきである。

トランスジェンダーを含む性的マイノリティの権利保障を真の意味で実現するためには、性自認やジェンダー表現を「個人の尊厳」ないし「性的自己決定」として明確に保障する根拠法の制定が不可欠である。国会議員あるいは内閣府及び法務省は、①「性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴」に基づく差別およびハラスメントの禁止、②実施されるべき措置、③人権保障の履行確保制度を盛り込んだ根拠法の法案策定を進めて立法府に発議すべきであり、立法府での速やかな法律制定が望まれる。内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省・外務省・スポーツ庁などの関係省庁及び自治体は、これまで以上に実効性の高い性的マイノリティの権利保障政策を立案・実行し、適正に評価するよう努めるべきである。根拠法は、このような政策の指針および評価基準とされるべきである。

提言3 「人権外交」(外務省)の方針に基づき、日本も国連人権諸機関から求められている包括的な差別禁止法の制定を目指すべきである。性的マイノリティの権利保障法は、

包括的差別禁止法の制定に向けた第一段階として位置付けられる。中央省庁や自治体が連携して包括的な差別禁止政策を推進し、当事者団体・教育機関・企業・専門家・市民等の協力のもとに、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

日本政府は、国連自由権規約委員会から、性別・人種・宗教などを含む包括的な差別禁止法の制定を勧告されている。社会構造に起因する差別の多くは、複合的かつ交差的であるため、個別の差別禁止法では十分に対応できない。したがって、性的マイノリティの権利保障法は、あくまで包括的差別禁止法制定に向けた過渡的なものと認識されるべきである。今後、日本政府と市民が協力して包括的差別禁止法の制定に向けた取組を進め、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

(出典) <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>

③ パワハラ防止法ガイドライン (2020年)

厚生労働省「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(パワハラ防止法厚労省ガイドライン)(厚生労働省告示第五号 2020年1月15日)

2 職場におけるパワーハラスメントの内容

(中略)

(7) 職場におけるパワーハラスメントの状況は多様であるが、代表的な言動の類型としては、以下のイからへまでのものがあり、当該言動の類型ごとに、典型的に職場におけるパワーハラスメントに該当し、又は該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。

(中略)

イ 身体的な攻撃(暴行・傷害)(中略)

ロ 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)

(イ) 該当すると考えられる例

① 人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動

を行うことを含む。

② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。

③ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。

④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信すること。

(中略)

へ 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

(イ) 該当すると考えられる例

① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。

② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。

(以下略)

(出典) <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000584512.pdf>

④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (SOGI 理解増進法) (令和五年法律第六十八号)

(目的) 第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念) 第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割) 第四条 国は、前条に定める基本理念 (以下単に「基本理念」という。) にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割) 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力) 第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。) の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生 (以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。) の理解の増進に関し、

家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表) 第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画) 第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等) 第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等) 第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の

関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議) 第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意) 第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討) 第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

⑤ 【判例】性同一性障害特例法に関する最高裁違憲決定(2023年)

令和2年(ク)第993号 性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件 [抜粋]

(前略)「令和5年10月25日 大法院決定2 以上を踏まえ、本件規定の憲法13条適合性について検討する。

(1) 憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているところ、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由(以下、単に「身体への侵襲を受けない自由」という。)が、人格的生存に関わる重要な権利として、同条によって保障されていることは明らかである。

生殖腺除去手術は、精巣又は卵巣を摘出する手術であり、生命又は身体に対する危険を伴い不可逆的な結果をもたらす身体への強度な侵襲であるから、このような生殖腺除去手術を受けることが強制される場合には、身体への侵襲を受けない自由に対する重大な制約に当たるといふべきである。

ところで、本件規定は、性同一性障害を有する者のうち自らの選択により性別変更審判を求める者について、原則として生殖腺除去手術を受けることを前提とする要件を課すにとどまるものであり、性同一性障害を有する者一般に対して同手術を受けることを直接的に強制するものではない。しかしながら、本件規定は、性同一性障害の治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対しても、性別変更審判を受けるためには、原則として同手術を受けることを要求するものといふことができる。

他方で、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けること

は、法的性別が社会生活上の多様な場面において個人の基本的な属性の一つとして取り扱われており、性同一性障害を有する者の置かれた状況が既にみた通りのものであることに鑑みると、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益というべきである。このことは、性同一性障害者が治療として生殖腺除去手術を受けることを要するか否かにより異なるものではない。

そうすると、本件規定は、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対して、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を実現するために、同手術を受けることを余儀なくさせるという点において、身体への侵襲を受けない自由を制約するものということができ、このような制約は、性同一性障害を有する者一般に対して生殖腺除去手術を受けることを直接的に強制するものではないことを考慮しても、身体への侵襲を受けない自由の重要性に照らし、必要かつ合理的なものといえない限り、許されないというべきである。

そして、本件規定が必要かつ合理的な制約を課すものとして憲法13条に適合するか否かについては、本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきものと解するのが相当である。

(2)そこで、本件規定の目的についてみると、本件規定は、性別変更審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないこと、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける必要があること等の配慮に基づくものと解される。

しかしながら、性同一性障害を有する者は社会全体からみれば少数である上、性別変更審判を求める者の中には、自己の生物学的な性別による身体的特徴に対する不快感等を解消するために治療として生殖腺除去手術を受ける者も相当数存在することに加え、生来の生殖機能により子をもうけること自体に抵抗感を有する者も少なくないと思われることからすると、本件規定がなかったとしても、生殖腺除去手術を受けずに性別変更審判を受けた者が子をもうけることにより親子関係等に関わる問題が生ずることは、極めてまれなことと考えられる。また、上記の親子関係等に関わる問題のうち、法律上の親子関係の成否や戸籍への記載方法等の問題は、法令の解釈、立法措置等により解決を図ることが可能なものである。性別変更審判を受けた者が変更前の性別の生殖機能により子をもうけると、「女である父」や「男である母」が存在するという事態が生じ得るところ、そもそも平成20年改正により、成年の子がいる性同一性障害者が性別変更審判を受けた場合には、「女である父」や「男である母」の存在が肯認されることとなったが、現在までの間に、このことにより親子関係等に関わる混乱が社会に生じたとはうかがわれない。

これに加えて、特例法の施行から約19年が経過し、これまでに1万人を超える者が性別変更審判を受けるに至っている中で、性同一性障害を有する者に関する理解が広まりつつあり、その社会生活上の問題を解消するための環境整備に向けた取組等も社会の

様々な領域において行われていることからすると、上記の事態が生じ得ることが社会全体にとって予期せぬ急激な変化に当たるとまではいい難い。

以上検討したところによれば、特例法の制定ときに考慮されていた本件規定による制約の必要性は、その前提となる諸事情の変化により低減しているというべきである。

(3)次に、特例法の制定以降の医学的知見の進展を踏まえつつ、本件規定による具体的な制約の態様及び程度等をみることにする。

特例法の制定趣旨は、性同一性障害に対する必要な治療を受けていたとしてもなお法的性別が生物学的な性別のままであることにより社会生活上の問題を抱えている者について、性別変更審判をすることにより治療の効果を高め、社会的な不利益を解消することにあると解される所、その制定当時、生殖腺除去手術を含む性別適合手術は段階的治療における最終段階の治療として位置付けられていたことからすれば、性別変更審判を求める者について生殖腺除去手術を受けたことを前提とする要件を課すことは、性同一性障害についての必要な治療を受けた者を対象とする点で医学的にも合理的関連性を有するものであったといえることができる。しかしながら、特例法の制定後、性同一性障害に対する医学的知見が進展し、性同一性障害を有する者の示す症状及びこれに対する治療のあり方の多様性に関する認識が一般化して段階的治療という考え方が採られなくなり、性同一性障害に対する治療として、どのような身体的治療を必要とするかは患者によって異なるものとされたことにより、必要な治療を受けたか否かは性別適合手術を受けたか否かによって決まるものではなく、上記要件を課すことは、医学的に見て合理的関連性を欠くに至っているといわざるを得ない。

そして、本件規定による身体への侵襲を受けない自由に対する制約は、上記のような医学的知見の進展に伴い、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになったといえることができる。また、前記の本件規定の目的を達成するために、このような医学的に見て合理的関連性を欠く制約を課すことは、生殖能力の喪失を法令上の性別の取扱いを変更するための要件としない国が増加していることをも考慮すると、制約として過剰になっているというべきである。

そうすると、本件規定は、上記のような二者択一を迫るという態様により過剰な制約を課すものであるから、本件規定による制約の程度は重大なものといえるべきである。

(4)以上を踏まえると、本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が低減しており、その程度が重大なものとなっていることなどを総合的に較量すれば、必要かつ合理的なものといえることはできない。

よって、本件規定は憲法13条に違反するものといえるべきである。

これと異なる結論を採る最高裁平成30年（ク）第269号同31年1月23日第二小法廷決定・裁判集民事261号1頁は変更することとする。（以下略）

（出典）最大決令和5〔2023〕・10・25民集77巻7号1792頁。

⑥ 【判例】最決令和6年3月26日判決（犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件）

令和4年（行ツ）第318号、同年（行ヒ）第360号

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件、令和6年3月26日 第三小法廷判決

〔事案の概要〕

犯罪行為により死亡した犯罪被害者と同性の上告人が、当該犯罪被害者と約20年交際し、同居していたこと等から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下、犯給法）5条1項1号括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するとして遺族給付金の支給裁定を申請したところ、不支給の裁定を受けたため、その取消しを求めた事案。原審である名古屋高裁令和4年8月26日判決は、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」は婚姻届ができる関係を前提としたものであるとして、そうではない上告人の請求を棄却したため、上告人が上告した。

〔争点〕犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得るか否か。

〔決定要旨〕破棄差戻し。

「犯給法5条1項は……遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される」。

「同項1号が、括弧書きにおいて、『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される」。

「そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない」。

「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきである。」

「犯罪被害者と同性の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る。

（出典）最決令和6〔2024〕・3・26民集78巻1号99頁。

⑦ 法的性別変更の要件比較

諸外国（特にヨーロッパ）の動向（三成2024）

要件種別		手続保障		名前変更	申請	身体変更			家族	年齢制限		
法的性別変更の要件 ●=該当する ◎=一部地域が該当する 空欄=該当せず	成立年	法的措置あり	行政措置あり 法的措置に替わる 救済措置	名前変更可 以下年齢制限なし	自己申告のみで可	診断書不要 医師等の 専門家所見は不要	医学的相談強制なし	性別適合手術強制なし し外観要件なし	不妊手術強制なし 生殖不能要件なし	離婚強制なし 非婚要件なし	年齢制限なし	未成年者の法的性別 変更手続きあり
日本(特例法)○番号は5要件	2003	●		●		要		⑤	④(違憲)	②	①	
オーストリア	2022改正		●	●	●		●	●	●	●	●	●
ベルギー	2017	●		●	●	●	●	●	●	●		●
デンマーク	2014	●		●	●	●	●	●	●	●		
フランス	2016	●		●	●	●	●	●	●	●		
ドイツ	2017改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
ギリシア	2017	●		●	●	●	●	●	●	●		●
アイスランド	2019	●		●	●	●	●	●	●	●		●
アイルランド	2015	●		●	●	●	●	●	●	●		●
イタリア		●		●	●	●	●	●	●	●		●
ルクセンブルク	2018	●		●	●	●	●	●	●	●		●
マルタ	2015	●		●	●	●	●	●	●	●		●
オランダ	2013改正	●		●	●	●	●	●	●	●		●
ノルウェー	2016	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
ポルトガル	2018	●		●	●	●	●	●	●	●		●
ロシア	2023											
スペイン	2022改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
スウェーデン	2013改正	●		●	●	●	●	●	●	●		●
スイス	2022改正	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
イギリス	2004	◎	◎	●	●		◎	◎	◎	◎		
トルコ		●		●								

(出典) 日本学術会議提言「性的マイノリティの権利保障をめざして(II) トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて」(2020年9月)の表を最新情報(2023レポート)及び各種情報を追加して筆者が修正 (出典) TGEU, Trans Rights Index & Map 2023, <https://transrightsmap.tgeu.org/index>

(出典) 三成美保(2024)「人権としてのセクシュアリティートランスジェンダーの法的性別変更要件を中心に」『追手門法学』創刊号(参考文献[38])

⑧ ドイツ性別自己決定法(2024年)

和文責:LGBT 法連合会

掲載元 URL (2024年8月6日取得データを翻訳している):

<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/gleichstellung/queerpolitik-und-geschlechtliche-vielfalt/gesetz-ueber-die-selbstbestimmung-in-bezug-auf-den-geschlechtseintrag-sb-gg--199332>

ドイツ連邦共和国家族・高齢者・女性・青少年省

【よくある質問】

Gesetz über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag (SBGG)

(Law on self-determination with regard to gender entry (SBGG) 12.04.2024)

『性別登録に関する自己決定法』(以下、性別自己決定法—SBGG) 2024年4月12日可決
性別自己決定法は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリーの人々の性別登録の変更が容易になることを目的とする。

【重要な質問に対する回答集】

性別自己決定法(SBGG)は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリーの人々が性別登録や名前(ファーストネーム、以下同)の変更を容易にすることを目的とする。ドイツ連邦政府は2023年8月23日にこれを主旨とする法案を提出し、2024年4月12日にドイツ連邦共和国議会で可決された。このたび可決された法案に関する最も重要な質問のいくつかに、以下の通り回答する。

I 主な内容・動機と今後のスケジュール

Q1 性別自己決定法の制定で何が変わるのか？

A1 性別自己決定法は、トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリー（非二元的な性別感覚を持つ）の人々が、市民登録簿上の性別記載や名前の変更を容易にすることを目的とする。将来的には、登録窓口で申告書を提出することで性別変更でき、申請に対する裁判所の審判は不要となる。また、専門家二名の意見書も不要となる。この法律は、1980年に制定されたトランスセクシュアル法（TSG）に代わるものである。

この法律に性別再指定手術に関する規定はない。

Q2 性別登録の変更を容易にすべき理由は？

A2 ドイツ連邦共和国基本法（以下ドイツ憲法）も性別自己決定権を保護している。ドイツ憲法裁判所はこのことを繰り返し明らかにしてきた。性別自己決定法は、この権利の実現促進を目的とする。現行のトランスセクシュアル法（TSG）によれば、性別登録を変更するには、二名の専門家の意見と裁判所の審判が必要であるが、これに該当する者の多くは、これらの要件を屈辱的なものと見なしている。また、手続きには長い時間と多額の費用がかかる。

専門家自身も、専門的な意見書の取得義務に対して益々懐疑的になっている。ドイツ連邦精神療法家協会（BPtK）代表者会議（大会・総会）は、「登録窓口にて自己申告による性別変更への切り替えを認め、性別登録は基本的に申請者本人の性別認識のみに依拠すべき」との意見を支持する見解を出している。

Q3 性別自己決定法に国際的なモデルケースはあるか？

A3 ある。現在、計15カ国に同様の法律が存在する。2012年、アルゼンチンは自己申告による性別登録の変更を可能にした最初の国である。チリ、マルタ、デンマーク、ルクセンブルク、ベルギー、アイルランド、ポルトガル、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、ウルグアイ、スイスにも同様の法律がある。スペインとフィンランドでも最近、類似の法律が成立した。

Q4 トランスセクシュアル法（TSG）が全面的に置き換えられるのはなぜか？

A4 TSGは40年以上前のものである。ドイツ連邦憲法裁判所はいくつかの判決で、現行TSGの重要部分を違憲と判断している。この理由だけでも、TSGは改正されるべきである。また、「トランスセクシュアル」という言葉は、歴史的にトランスジェンダーの人々を病理化し、社会的烙印を押すことにつながったため、「トランスセクシュアル法」という名称も置き換える必要がある。

Q5 連邦政府の性別自己決定法案は、ドイツ連邦議会でどのように修正されたのか？

A5 この法案は数カ所修正された。14歳未満の未成年者の性別登録の変更については、法定代理人が登録窓口で申告する際に、当の未成年者も同席すべきことが追加された。

また、14歳未満の未成年者の法定代理人による性別登録変更の申告については、その子が5歳に達している場合、本人の同意も必要と規定された。

未成年者については、法的能力に制限のある14歳以上の未成年者は、SBGG第2条2項に従って性別登録変更を申告する際に、本人への意思確認がなされたことを宣誓する必要がある。

ある。この宣誓によって、本人は包括的な情報を提供された、とみなされる。加えて、本件について相談できる相談センターの一覧が提供される。未成年者の法的能力が制限されている場合、あるいは本人が14歳未満の場合、法定代理人が承認する。この場合も同様に、本人が適切な助言を得た、という宣誓書を添付する必要がある。また、性別登録や名前の変更に関するデータを様々な公的機関に自動転送するという従来の規定は削除された。

Q6 性別自己決定法が発効するまでに、さらなる手続きがあるか？

A6 性別自己決定法は2024年4月12日にドイツ連邦共和国議会で可決された。連邦参議院の承認は必要ない。この法律は2024年11月1日に施行される。第4条SBGG（登録事務所での登録）は2024年8月1日に発効する。

II 性別登録及び名前を変更するための要件

Q1 成人の性別登録や名前の変更は、どのような条件下で可能となるのか？

A1 将来的には、登録窓口に「自己保証付き宣誓書」を提出することで、性別登録と名前の変更が可能となる。そのためには、本人が性別登録変更を宣誓する必要がある。また、その宣誓とともに、選択した性別の記載、又は記載されている性別の削除が、自分の性自認（ジェンダー・アイデンティティ）に最も適合しており、この宣誓の及ぼす影響を確認したことを保証する必要がある。性別登録と名前の変更は、宣誓の3ヶ月前に登録窓口に届け出る。宣誓書には、本人が将来使用することを希望し、選択した性別に対応する名前を明記する。

Q2 性別登録を変更することなく、たとえば名前のみを単独で変更することは、性別自己決定法の下で可能か？

A2 いいえ。性別自己決定法の規定では、性別登録を変更せずに名前を単独で変更することはできない。これについては性別自己決定法を根拠とする必要はない。トランスセクシュアル法（TSG）は、名前の単独変更の可能性について規定しているが、これは、TSGが性別登録の変更について、新法（SBGG）に規定された要件よりもはるかに困難な条件を課していたためである。今後は、性別登録を変更する際は、選択した性別登録に対応する新しい名前を決めなければならない。

しかし例外的に、氏名変更を正当化する重要な理由があれば、氏名変更法第3条および第11条に従って、名前を（単独で）変更する可能性には影響しない。これはSBGGに明示されている。

Q3 性別の項目が変更された場合、名前も変更しなければならないのか？

A3 名前の変更は通常必要だが、常に必要というわけではない。性別登録事項の変更申告の際、申請者本人が今後使用したい名前を決めねばならない。名前は、選択した性別登録と一致していなければならない。本人がそれまで使っていた名前が、選択した性別登録と一致する場合、以前の名前をそのまま使用することができる。

Q4 性別の記載項目にはどんなものがあるべきか？

A4 身分登録における「男」「女」「多様」の登録選択肢は今後も存続する。性別自己決定法でも、性別登録の項目は変更されない。性別記載なし、又は性別記載を削除することも依

然として可能である。

Q5 性別登録は、事前通告なしにいつでも変更可能か？

A5 いいえ。性別や名前の変更は、宣誓の3ヶ月前までに登録事務所に口頭又は書面で届ける必要がある。この期間が経過して初めて宣誓書が提出できる。登録後は直ちに有効となる。登録から6ヶ月以内に宣誓がない場合、登録は無効となる。

Q6 どのような条件があれば、変更後に性別登録事項の再変更が可能か？

A6 TSG法の下でも、性別登録の複数回変更は概ね可能である。本法案では、性別と名前を変更した後、新たな変更までに1年間のブロック（執行停止）期間が設けられている。これは性急な決定を防ぎ、変更要望が真剣であることを示すためのものである。それ以外は、一回目の変更と同じ条件が適用される。なお、未成年者にブロック期間は適用されない。

（以下略）

（出典）『ジェンダー法研究』12号、2025年

⑨ 自由権規約委員会「日本の第7回定期報告に係る総括所見」（2022年11月3日）（抜粋）

反差別の法的枠組み

8. 委員会は、憲法第14条がすべての個人のために法の下での平等を確立する一般的な非差別条項を含むことに留意するものの、規約の条項に沿った包括的な反差別法がないことに引き続き懸念を抱いている。委員会は、包括的な反差別法を制定する計画に関する情報が締約国から得られていないことに遺憾の意を表明する（第2条、第20条及び第26条）。

9. 締約国は、包括的な反差別法を制定することを含め、その法的枠組みが、人種、意見、出生、性的指向、性自認及び他の地位を含む規約に基づく全ての禁止事由に基づく、私的領域を含むあらゆる形態の直接、間接及び複合差別に対する十分かつ効果的な実体的及び手続的保護並びに差別の被害者に対する効果的かつ適切な救済へのアクセスを提供することを確保するために必要なすべての措置を講じるべきである。

性的指向及び性自認に基づく差別

10. 委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別と闘い、平等な取扱いに関する啓発をするために締約国がとった措置に留意する。しかしながら、委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する明示的な法律が存在しないことに懸念を抱いている。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別の変更、法律婚へのアクセス及び矯正施設での扱いにおいて差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第2条及び第26条）。

11. 委員会の従前の勧告6に沿って、締約国は以下のことを行うべきである。

(a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化すること。

(b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められているすべての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。

(c) 生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む、性別変更を法的に認めるための正当な理由を欠く要件の撤廃を検討すること。

(d) トランスジェンダーの被収容者に対する標準的な取扱いとして独居拘禁が使用されないようにするため、2015年のトランスジェンダーの被拘禁者の取扱いに関するガイドラインとその実施を見直すことを含め、矯正施設におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの被収容者に対する公正な取扱いを確保するための必要な措置を講じること。

(出典) <https://drive.google.com/file/d/1eHCEvKPFfRCKvZCMf2FhUw92uTvYwj73/view>

【審議経過】

法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（第 26 期・第 1 回）

議事次第

第 1 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
（第 26 期・第 1 回）
2. 日時 令和 6 年 2 月 17 日（土）16:00～18:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - （1）委員長、副委員長、幹事選出
 - （2）今期の審議内容について
 - （3）その他

第 2 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
（第 26 期・第 2 回）
2. 日時 令和 6 年 7 月 30 日（火）13:00～15:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）神谷悠一委員（LGBT 法連合会事務局長）「報告—LGBT の人権保障に向けた課題」
 - （3）シンポジウムについて
 - （4）意思表示「見解」について
 - （5）その他

第 3 回

1. 会議名 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会
（第 26 期・第 3 回）
2. 日時 令和 7 年 7 月 13 日（日）19:00～21:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）見解案の検討
 - （3）シンポジウム案の検討
 - （4）包括的反差別法小委員会からの報告と提言案の検討
 - （5）その他

第4回

1. 会議名 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会
(第26期・第4回)
2. 日時 令和7年9月21日(日) 15:00~18:00
3. 会場 オンライン
4. 議題
 - (1) 前回議事録の確認
 - (2) 見解案「トランスジェンダー」について
 - (3) 見解案「婚姻平等」について
 - (4) 婚姻平等シンポジウムについて
 - (5) その他

【シンポジウム】

公開シンポジウム「国際シンポジウム：LGBTQの権利保障をめぐる法整備の現状と課題」(趣旨)「LGBTI」に関する権利保障について、諸外国の先駆的な取り組みに学び、また社会に広く共有すべく、海外からパネリストを招聘し国際シンポジウムを開催します。パネルディスカッションでは、「LGBTI 差別に対抗する法的枠組みや取り組み」及び「トランスジェンダーへのバックラッシュに対抗する取り組み」等に焦点をあてます。

(イベント概要)

開催日時 令和6年(2024年)10月27日

(日) 19:00 ~ 22:00

開催地 オンライン開催(ZOOM ウェビナー) 日英同時通訳つき

対象 どなたでもご参加いただけます(参加費無料・事前申込み不要)。

定員 1000人(先着順)

(プログラム)

19:00~19:05 開会挨拶及び趣旨説明

三成 美保(日本学術会議連携会員、追手門学院大学教授、奈良女子大学名誉教授)

19:05~19:35 基調講演

ジェシカ・スターン(アメリカ国務省LGBTQI+人権促進担当特使)

19:35~21:55 パネルディスカッション

19:35~19:40 パネル趣旨説明

コーディネーター: 神谷 悠一(日本学術会議連携会員(特任)、一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(LGBT法連合会) 理事/事務局長)

19:40~20:20 パネリスト報告(各10分)

①カイル・ナイト(ヒューマン・ライツ・ウォッチLGBT権利部・暫定部長代理)

②ティモテウス・フェルダー＝ルセッティ(ドイツ連邦共和国大使館 労働・保健・ジェンダー平等担当参事官)

③イ・スンヒョン(延世大学ロースクール客員教授)

④高井 ゆと里(群馬大学情報学部・情報学研究科准教授)

20:20~21:10 パネルディスカッション

2テーマ(1テーマ5×5×2) 全50分

テーマ1 LGBTI 差別に対抗する法的枠組みや取り組み

2024年10月27日 19~22時 オンライン 参加費無料 同時通訳付

日本学術会議 国際公開シンポジウム
LGBTQの権利保障をめぐる
法整備の現状と課題

開会挨拶: 三成美保 (追手門学院大学教授)

基調講演 (19:05~19:35)
ジェシカ・スターン
アメリカ国務省
LGBTQI+人権促進担当特使

パネル報告 (19:35~20:20)
パネルディスカッション (20:20~21:10)
コメント (21:10~21:20)
質疑応答・まとめ (21:20~21:55)

閉会挨拶: 高橋裕子 (津田塾大学学長)

総合司会: 南野佳代 (京都女子大学教授)

パネル報告・ディスカッション

カイル・ナイト
ヒューマン・ライツ・ウォッチLGBT権利部
暫定部長代理

ティモテウス・フェルダー＝ルセッティ
ドイツ連邦共和国大使館
労働・保健・ジェンダー平等担当参事官

イ・スンヒョン
延世大学ロースクール客員教授

高井 ゆと里
群馬大学情報学部
情報学研究科准教授

コメント

本村 幸太
東京大学准教授

東原 幸子
立教大学准教授

神谷 悠一
LGBT法連合会事務局長

コーディネーター

「LGBTI」に関する権利保障について、諸外国の先駆的な取り組みに学びます。パネルディスカッションでは、「LGBTI差別に対抗する法的枠組みや取り組み」並びに「トランスジェンダーへのバックラッシュに対抗する取り組み」等に焦点を当てます。

【当日のご参加方法】
Zoom Webinarへのご参加は右QRコードをご利用下さい。URLは以下です。
<https://zoom.us/j/93954733395>
(1人1アカウントのみ・事前申込み不要
問い合わせ先: m-mitsunari@oteman.ac.jp
■を@に直してお問い合わせください。)

主催: 日本学術会議法学会委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会、日本学術会議法学会委員会ジェンダー・エイティ分科会、日本学術会議法学会委員会ジェンダー分科会
共催: 一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会、日本学術会議法学会委員会法政策研究(C)「戦後日韓における家族主義とセクシュアリティ規範の比較研究—LGBTの差別解消に向けて」
【研究代表者: 三成美保】
後援: ジェンダー平等学会、日本ジェンダー学会、ジェンダーアセス学会、比較家族アセス学会

テーマ2 トランスジェンダーへのバックラッシュに対抗する取り組み

21:10～21:20 コメント (各5分)

木村 草太 (日本学術会議連携会員、東京都立大学政治学研究科・法学部教授)

來田 享子 (日本学術会議連携会員、中京大学スポーツ科学部教授)

21:20～21:40 質疑応答

21:40～21:55 まとめ

21:55～22:00 閉会挨拶

高橋 裕子 (日本学術会議第一部会員・津田塾大学学長)

総合司会：南野 佳代 (日本学術会議第一部会員・京都女子大学教授)

※下線は主催分科会委員

(備考)

主 催：日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会、日本学術会議科学者委員会ジェンダー・エクイティ分科会、日本学術会議法学委員会ジェンダー法分科会

共 催：一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (C)「戦後日独における家族主義とセクシュアリティ規範の比較研究—LGBT の差別解消に向けて」(研究代表者：三成美保)

後 援：ジェンダー法学会、日本ジェンダー学会、ジェンダー史学会、比較家族史学会

以上